

東北学院大学
経済学論集

〔論 文〕

ケインズの経済思想.....小 沼 宗 一(1)

大型ショッピングセンターをめぐる消費者行動の検討

—宮城県仙南地域での消費者アンケート調査報告の検討—.....千 葉 昭 彦(25)

2005年と比較した2010年の日本の世代間不均衡.....佐 藤 康 仁(43)

2013年12月

(第181号)

東北学院大学学術研究会

東 北 学 院 大 学

經 济 学 論 集

第 181 号

ケインズの経済思想

小 沼 宗 一

目次

- I はじめに
- II ケインズの生涯と著作
- III 有効需要の原理
 - 1. 非自発的失業
 - 2. 消費性向
 - 3. 資本の限界効率
 - 4. 流動性選好説
 - 5. 不完全雇用均衡
- IV 政府の役割
 - 1. 伸縮的貨幣政策
 - 2. 富と所得の再分配政策
- V 混合経済と平和主義
 - 1. ベンサムの功利主義
 - 2. J.S.ミルのベンサム批判
 - 3. 功利主義とケインズ
 - 4. 国内政策による完全雇用
- VI 更新性資源の重要性
 - 1. 水循環による開放定常系としての地球
 - 2. 有効需要の質的構成の問題
- VII むすび

I はじめに

本稿の課題は、イギリス経済思想の歴史の中におけるケインズ経済思想の特質と現代的意義およびその限界について考察することである。本稿の構成は次の通りである。IIではケインズの生涯と著作について概観する。IIIではケインズ経済思想の特質を明らかにするために、有効需要の原理の基本構成について検討する。IVではケインズにおける政府の役割について考察する。彼の基本政策は伸縮的貨幣政策であるが、富と所得の再分配政策をも提唱した点に注目して検討する。富と所得の再分配政策は、貯蓄は必ずしも美德とは限らないという、ケインズ経済思想の具体的

表現である、という見解を提示する。Vでは古典派の功利主義思想とケインズの混合経済思想とを比較する。ケインズ経済思想の現代的意義は、「国内政策による完全雇用」というヴィジョンに基づく混合経済体制の志向と彼の平和主義の中に見出すことができる、という見解を提示する。VIでは、水や土という更新性資源の重要性に注目して、地球は水循環による開放定常系であることを確認する。しかしケインズ経済思想には、更新性資源への視点が完全に欠落していることを示す。

II ケインズの生涯と著作

若き日のケインズ、ムーア倫理学の影響

ジョン・メイナード・ケインズ (John Maynard Keynes, 1883-1946) は、1883年イギリスのケンブリッジで生まれ、1946年サセックス州ティルトンの別荘にて心臓発作のため62歳で亡くなった。1902年ケンブリッジ大学のキングズ・カレッジに入学し、秘密の学生団体ソサエティー(使徒会)に加入する。若き日のケインズは、ムーア (G.E.Moore, 1873-1958) の『倫理学原理』(1903年) から決定的な影響を受ける。

まずムーアは、善を快樂という自然的性質の所有で捉える立場を自然主義的と呼び、功利主義を批判した(ムーア, 2010, 152)。ムーアは、「善は定義不可能である」(同, 123) とし、第3章「快樂主義」でJ.S.ミルの功利主義を批判した。「快樂主義は、快樂のみが唯一の善であって、快樂の意識はそうではないと主張する限り、それが誤りであることは明らかである」(同, 212) と。次にムーアは、それ自体に価値があるのは意識の状態だけであると主張した。人格間の愛情と芸術鑑賞はそれ自体において善いとされた。「人が公的もしくは私的義務を遂行することが正しいとされうるのは、ただ人格間の愛情と美の享受のため——いつかそれらができるだけ多く存在するようになるため——だけである」(同, 329) と。またムーアは、正しい行為とは、善である行為ではなく、善に導く行為であるとした。行為の評価基準をそれ自体のうちにはなく、その帰結に求める考え方を帰結主義という。さらにムーアは、「全体の価値は、その部分の価値の総計と同じであると考えられてはならない」(同, 136) として、それぞれの部分の価値を合計しても全体の価値になるわけではないという、有機的統一 (organic unity) の考え方を提示した。有機的統一の原理とは、「ある一つの全体の内在的価値はその部分の価値の総量と等しくもなければ、それに比例するのでもない」(同, 324) というものであった(福岡, 1997, 32)。

後にケインズは『一般理論』(1936年)で、非自発的失業という日常的な状況をありのままに観察することにより、完全雇用均衡という古典派理論の前提条件を批判した。日常的な経験に立ち戻って支配的理論の前提条件を批判するという、ケインズの方法論的視点の中に、功利主義を批判したムーア倫理学の影響を指摘することができるであろう(和田, 2010, 220)。

ケンブリッジのフェローとなる

1906年、ケインズは公務員試験を受けてインド省に勤務する。1908年、「確率論」に関するフェ

ロー資格論文をキングズ・カレッジに提出し不合格となる。1909年、彼は決して諦めず、論文に手を加えて再提出し、フェロー（研究員）となる。彼は生涯フェローのままであった。ケインズは1915年から1919年まで、大蔵省にて政策アドバイザーの仕事兼任した。1940年には政策アドバイザーとして大蔵省に戻り、亡くなるまでその仕事をした（ピーデン, 1996, 109）。ハイエク（F.A.Hayek, 1899-1992）は、ケインズという人物は、知識や芸術における多くの分野での偉大な愛好家であり、政策立案者であったとしている。「ケインズが<教授>と呼ばれるのを嫌悪したことは、おそらく重要である。彼は決してこの肩書を貰わなかった。彼は第一義的には学者ではなかった」（ハイエク, 2012, 200）。ハイエクは、ケインズについて、「19世紀史の知識や、その時期の経済学文献にかんする知識でさえ、いささか貧弱であった」（同, 197）と評している。

第一次世界大戦

1914年に帝国主義諸国家間の争いとして始まった第一次大戦は、交戦国が国の総力をあげて戦う総力戦となり、1918年11月に終結した。イギリスは戦勝国となったものの、人的物的な損失は莫大なものであった。戦争終結の1ヶ月後、1918年12月14日に総選挙が行われ、ロイド・ジョージと連立内閣支持者、とりわけ保守党候補者が大勝した（村岡・木畑, 1991, 282）。

パリ平和会議

1919年1月18日、パリのヴェルサイユで平和会議が開催された。ケインズはイギリス大蔵省首席代表として1月にパリ入りしたが、最終決定権は蔵相ブラッドベリーにあった。当初、ケインズは倍償問題には関与しなかった。ケインズの任務は、平和な体制への移行時における金融上の問題を処理することであった（スキデルスキー, 1992, 584）。賠償委員会におけるイギリス代表は、カンリフ、ヒューズ、サムナーであった。賠償委員会の仕事は、遅々として進展しなかった。戦勝国イギリスとフランスは、敗戦国ドイツに対して戦争の費用の全額を請求することを求め、莫大な賠償額を主張した。アメリカはこれに抵抗した。その結果、委員会は暗礁に乗り上げた。大蔵省はカンリフ、ヒューズ、サムナーの辞任と、賠償交渉の再考を提案した（玉井, 1999, 89）。

イギリスは賠償交渉の戦術を変更した。閣議では、ドイツの支払い能力に相当する賠償額を要求すべきこと、アメリカと協力して行動することが確認された。1919年3月14日、アメリカ財務省の上級代表のノーマン・デーヴィスによって、30年間にわたって1200億マルクまたは60億ポンドの賠償額が勧告された。しかし、これの連合国間の配分割合については合意が得られなかった。ケインズは、賠償金のイギリスの受取分の問題についても関与することとなり、仏56対英28を提案した。1919年12月に成立した配分に関する英仏協定では、55対25で決着し、1920年にはこの比率は52対22に変更された（同, 90）。ケインズは、3月11日の覚書「賠償および補償」において、明確な賠償額の確定は延期し、ドイツの支払能力に応じてドイツの負担分を変更できるような永続的な委員会により、現実の支払いを決めるという提案をしている（同, 91）。

「ヨーロッパ復興のための大計画」

ケインズは、連合国間の債務を帳消しにするという提案も行った。ケインズは、「ヨーロッパ復興のための大計画」という文章を書いて関係者に配付した。この中でケインズは、連合国政府

が相互間に生じた債務を最終的に抹消するために、ドイツ賠償債券の発行を受け入れるという形の計画を提案した。これは一石数鳥を狙ったものである。すなわち、①戦争によって生じた連合国間の債務は縮小される。②ドイツの債務はドイツの国際収支に直接影響を与えることなく移転することが可能となる。③ヨーロッパの信用が回復される。④アメリカは自国の輸出品に対する需要を確保できる。⑤同盟国の国々も自国民を養う資金を得ることができる。⑥戦争によって生じた債務の重圧を大幅に縮小するという長期の目的にもかなう（スキデルスキー、1992、600-601）。ケインズはこの提案が「ボルシェヴィズムの脅威から守る、他の何にも増して力強い武器となるだろう」と書いている。ロイド・ジョージは、ケインズの文章を、ウィルソン、クレマンソー、オランダに示した。しかし、「ヨーロッパ復興のための大計画」に対するアメリカ側の反応は冷淡なものであった。5月、ウィルソン大統領は、ロイド・ジョージ宛の書簡において、ケインズ計画を拒否した。ケインズは、この時の心境を、親友のダンカン・グラント宛の1919年5月14日付の手紙の中に書き残している。「一番くやしい失望は、すべての人々を自立させるための私の大計画がつぶれてしまったことだ。…ウィルソンは地球上で最大の詐欺師だ」（同、604）。賠償問題に固執するロイド・ジョージと、他の問題に関心を抱くウィルソン大統領との妥協は成立せず、1919年6月28日、対独平和条約であるヴェルサイユ条約は調印された。ドイツの賠償額が条約中に記入されることはなかった。

『平和の経済的帰結』

1919年6月、ケインズは大蔵省を辞任してイギリスに帰国し、12月に『平和の経済的帰結』を出版した。この本は、アメリカのウィルソン大統領、フランスのクレマンソー首相、イギリスのロイド・ジョージ首相、イタリアのオランダ首相という4巨頭会議の様子を、風刺的な人物描写で的確に伝えることにより、ベストセラーとなった。オランダはフランス語しか知らない、ロイド・ジョージとウィルソンは英語しか知らない、クレマンソーだけが英仏両国語を話して理解した、という具合である。人物描写も精彩にとんでいた。ウィルソン大統領については、「彼は、人生の大半を大学で過ごしてきた人だった。彼は、およそ実業家でもなければ政党政治家でもなく、気力と個性と社会的地位を具えた人、というにすぎなかった」（Keynes, 1919, 26）、「第一級の政治家でありながら、会議室での機敏さの点で大統領ほど無能だった者は、これまでほとんどいなかったに違いない」（ibid., 27）、という具合である。

『平和の経済的帰結』第6章「条約後のヨーロッパ」におけるケインズの構想は、今や食料の輸入国となった工業国ドイツへ食料を供給して、貿易関係を回復するというものであった。ドイツの賠償額に関して、イギリス大蔵省におけるケインズの見積もりでは、「ドイツの支払能力については、楽観的にみて30億ポンド、控えめにみて20億ポンドとされていた」（早坂、1978, 21）。結局、ドイツに課せられた賠償額は、1921年4月の賠償委員会で、1320億マルク（66億ポンド、330億ドル）と決定された。30年間、毎年20億マルクずつ支払うことが決定された。主な支払相手国はフランスとイギリスであった。賠償額は徐々に削減され、1931年6月のフーバー・モラトリアムにより、1932年7月のローザンヌ会議後、支払不能が宣言された（玉井、1999, 155）。

「カルタゴの平和」への批判

ケインズは『平和の経済的帰結』において、「カルタゴの平和」を批判した。ローマとカルタゴのポエニ戦争で、勝者ローマは敗者カルタゴに、①領土の割譲と、②巨額な賠償金を課し、カルタゴを滅ぼした。「本書における私（ケインズ）の目的は、カルタゴの平和は、実際上の観点からみても、正しくもなければ、可能でもない、ということを示すことにある」（Keynes, 1919, 23）というのである。ケインズの基本的考え方は、敗戦国ドイツを過酷な賠償金によって経済的に破滅させればヨーロッパ全体が破綻する、という点にある。

『確率論』

1921年、ケインズは『確率論』を出版して、国民相互生命保険会社の会長となる。1923年、プロヴィンシャル保険会社の取締役となり、生涯、同社の投資政策を指導した。1924年、ケンブリッジのキングズ・カレッジの正会計官となる。

『貨幣改革論』

1923年、ケインズは『貨幣改革論』を出版して、その第1章で、投資家階級（Investing Class）、企業家階級（Business Class）、労働者階級（Earning Class）という三階級社会を提示した。彼は、投資家階級を非活動階級と呼び、企業家階級と労働者階級とを活動階級と呼んでいる。

リディア・ロポコヴァとの結婚

1925年、ケインズは、ロシアのバレリーナである、リディア・ロポコヴァと結婚する。ケインズという人物は、バレリーナを妻とした芸術愛好家であり、投機家として自分の才覚で財を成した実業家であった。二人の幸せな結婚生活は、ケインズの死の時まで続いた。「ケインズは、長いあいだ生活を共にした後でも、変わることなくリディアを愛し続けた」（中矢, 2008, 61）。アルフレッド・マーシャル夫人は、ケインズの結婚について、「メイナードさんのなさったことのうちで最もいいこと」と語った（同, 81）。

「自由放任の終焉」

1926年、ケインズは「自由放任の終焉」（『説得論集』JMK. 9, 1931年, 所収）を発表した。彼は、資本主義の特徴は、金儲けの動機と私有財産制度の二つであるという（JMK. 9, 293）。金儲けの動機ないし貨幣愛（love of money）が経済機構の推進力となっているという点に、資本主義の本質的特徴があると見ていたのである。「自由放任の終焉」では、失業や分配の不平等をもたらす要因として、危険（risk）と不確実性（uncertainty）と無知（ignorance）が重視されている（ibid., 291）。「自由放任の終焉」においてケインズは、経済学者の主要な課題は、政府のアジェンダとノン・アジェンダとを区別し直すことである（ibid., 288）としている。

『貨幣論』

1930年、ケインズは『貨幣論』を出版した。『貨幣論』でのケインズの最大の狙いは、貨幣数量説に代わる新しい物価水準決定理論の提示にあった（浅野, 2005, 122）。物価水準とその変動を決定するのは、貯蓄と投資との関係の形をとって現れる産出物供給量とその需要量との関係であって、貨幣数量説のいう産出物供給量と貨幣量との関係ではないことが強調された（同,

125)。ケインズは、物価水準が貨幣供給量に比例して動くという貨幣数量説を批判し、物価水準は財に対する需給関係で動くという考え方を打ち出した（浅野, 1990, 110）。しかし、『貨幣論』では、物価水準の決定と産出量水準の決定をそれぞれ別個の領域に属する問題として扱うとともに、物価水準が産出量水準を決定すると考えられていた（同, 131）。カーンをはじめとするケンブリッジ大学の若手経済学者たちのグループ「サーカス」は、『貨幣論』を批判した。『貨幣論』の物価論が財の供給を一定と仮定して展開されているという、理論的欠陥を指摘した。財の供給を一定と想定した上で、物価水準の動きを需要の動きにかかわらせて説明しているが、これでは財の供給の動きに伴って生ずる失業の問題を説明できない（同, 112）、とされた。カーンの理論構想は、「国内投資の失業に対する関係」として『エコノミック・ジャーナル』誌（1931年6月号）に発表された。カーンは、『貨幣論』と異なり、物価水準と産出量および雇用量水準は産出物供給曲線を媒介にして一義的な関係にあり、技術水準一定という短期の条件の下で産出物供給曲線を所与と仮定するならば、物価水準と産出量および雇用量水準は、ともに、産出物需要量によって同時に一義的に決定されると考え、初期投資のもつ雇用の累積的拡大効果を論じる、という手法を採用した（同, 132）。ケインズはカーンらの批判を謙虚に受け入れて、新しい理論を構築するために、再び、知的努力を再開する。

『雇用・利子および貨幣の一般理論』

1936年、ケインズは『雇用・利子および貨幣の一般理論』を出版し、有効需要の原理を提示した。有効需要の原理とは、消費性向、資本の限界効率、流動性選好という三つのキー・ワードを駆使した、期待の役割を重視した雇用量決定の理論であった。本稿Ⅲでは、有効需要の原理の基本構成について検討する。なお、『一般理論』においては、利子生活者、企業者、労働者という三階級で構成される資本主義社会が想定されている。ケインズは、当時のイギリスにおける株式会社の発達に伴う「所有と経営の分離」という現象を踏まえつつ、資産階級を利子生活者と企業者という、利害を異にするグループに二分した。

ケンブリッジ芸術劇場の建設

1936年、ケインズは、大学や町の人々を楽しませることを目的としたケンブリッジ芸術劇場の建設に成功する（中矢, 2008, 104）。1939年、第二次世界大戦が勃発する。ケインズは、大戦中の1942年、音楽芸術奨励協議会（CEMA）の会長に就任する（同, 115）。彼は、大戦中にイギリス各地で演劇やバレエ観賞の機会を多くの人々に与えようとした。ケインズは、戦争という逆境の中でも、芸術家への援助を惜みず、多くの観客に芸術鑑賞の喜びを与えようと努力し、献身的に活動した。

戦後国際経済の再建

1943年、ケインズは、戦後国際金融通貨体制について協議するために渡米する。ケインズの清算同盟案とホワイトの安定基金案が衝突した。ケインズ案は、債務国に対してのみならず、債権国アメリカに対しても、国際収支の不均衡を是正する責任を分担させようとした。ホワイト案は、各国が割当額に応じて払い込む出資金（金および自国通貨）を基金として、これを加盟各国に貸

し付ける，という方式であった。ケインズは，創業資金を必要としない，バンコールと呼ばれる国際的銀行通貨による信用創造を考えていた（浅野，1990，185）。ホワイト案は，生産力の絶対的優位を確信するアメリカの立場を反映していた。ケインズは，バンコール構想を断念せざるをえなかった。

しかし，ケインズという人は，困難に直面しても，決して諦めない人であった。彼は，時間をかけて，工夫を加えて，何度でもチャレンジする人であった。1944年，ブレトンウッズ会議にイギリス主席代表として出席するため渡米する。1945年，戦後金融借款交渉のため渡米する。1946年3月，サヴァナでの国際通貨基金（IMF），国際復興開発銀行（IBRD，いわゆる世界銀行）の設立総会出席のため渡米する。1946年4月，ティルトンの別荘にて急逝した。

Ⅲ 有効需要の原理

Ⅲでは，ケインズ経済思想の特質を明らかにするために，『一般理論』における有効需要の原理の基本構成について検討する。

1. 非自発的失業

ケインズは『一般理論』第3章「有効需要の原理」において，有効需要が雇用量を決定するという，有効需要の原理を提示した。潜在的には豊かな社会であっても，投資誘因が弱いという理由だけで，現実の産出量は低水準のままで均衡する。潜在的な富が大きいかかわらず，社会には失業と貧困が存在する。自由放任の資本主義では，「豊富の中の貧困」というパラドックスが生じるというのである（GT, 30-31）。社会は豊かになればなるほど，平均消費性向が逡減し，限界消費性向も逡減する。そのため，完全雇用を達成するために必要な投資量は次第に大きくなる。一方，豊かな社会では，資本蓄積の進行により，資本の限界効率は低下する。利子率が十分に低下しない限り，投資は増加しない。ところが，自由放任の資本主義においては，利子生活者の投機的貨幣需要のために，利子率は十分に低下することはない。現実の生産量は完全雇用よりも低い水準で均衡する。

『一般理論』における理論的課題は，非自発的失業が発生するメカニズムを解明することであった。有効需要の原理は，非自発的失業の存在を説明するために提示されたものである。ケインズ経済学においては，理論と政策とは密接に関係している。いやむしろ，ケインズ政策の提示が先行し，『一般理論』における有効需要の原理は，ケインズ政策の理論的基礎として提示された，ということができる。ケインズ政策の特質は，管理通貨制度による伸縮的貨幣政策という点にある。ケインズの伸縮的貨幣政策の基本図式は，貨幣供給量の増大→利子率の低下→投資の増大→有効需要の増大→雇用の増大，である。『一般理論』では，利子生活者，企業者，労働者という三階級社会が想定されている。ケインズは，政府や外国貿易の役割を捨象することにより，投資の不足が非自発的失業の主たる原因である，という見解を提示した。

ケインズは『一般理論』第1章において、セイ法則を前提する経済学者を古典派と呼んで批判した。ケインズによれば、J.S.ミルやマーシャルおよびピグーを含めたりカードウの追従者たち(GT, 3)は、「供給はそれ自らの需要を創造する」(GT, 18)というセイ法則を前提する経済学者であった。ケインズは『一般理論』第2章「古典派経済学の公準」において、古典派雇用理論を批判した。古典派の雇用理論によれば、雇用量は長期的には価格機構の自動調整作用が働くため、実質賃金率の上がり下がりを通じて、完全雇用の水準に決定される。セイ法則が成立する2つの条件は、①労働の需要と供給をすみやかに一致させる賃金率の伸縮性と、②貯蓄と投資をすみやかに一致させる利子率の伸縮性である。ケインズは、1930年代の大不況における膨大な失業者の存在という現実を前にして、古典派のセイ法則を批判し、それに代替する雇用量決定の理論として有効需要の原理を提示した。その政策的含意は、有効需要の不足を主たる原因とする非自発的失業が存在する場合には、有効需要政策を積極的に実施すべきであるということである。

2. 消費性向

『一般理論』第8章「消費性向：(I) 客観的要因」でケインズは、雇用量を決定するものは何かを明らかにするために、まずいかなる要因が消費のために支出される総額を決定するかを考察した。単純化のために、政府の経済活動と外国貿易の活動を捨象した封鎖経済が想定されている。封鎖経済における有効需要(総需要)は、消費需要と投資需要との和からなる。有効需要の第1の構成要素、家計の消費需要は、主として所得の大きさに依存して決められる。所得が増えると消費も増えるが、所得が増えた程には消費は増えず、その差額が貯蓄の増加となるのである。「人々は、通常かつ平均的に、所得が増加するにつれて消費を増加させるが、所得の増加と同じ額だけは増加させないという傾向がある」(GT, 96)。このことをケインズは「基本的心理法則」と呼んでいる。所得と消費の関係を消費関数と呼び、所得のうち消費に支出される割合を平均消費性向、所得の増加分のうち消費される割合を限界消費性向と呼ぶ。限界消費性向は0より大きく、1より小さい。消費は所得の増加関数である。消費関数はかなり安定的な関数である。

古典派の想定した個人企業においては、貯蓄は美德とされていた。しかし、「所有と経営の分離」(GT, 150)を特徴とする株式会社の経済においては、貯蓄は必ずしも美德とは限らない。株式会社の経済においても貯蓄が美德とされてきたのは、貯蓄主体と投資主体が同一という「ロビンソン・クルーソー経済からの誤った類推」(GT, 20)によるものである。ケインズは、貯蓄は国民所得から消費を差し引いた残差にすぎないことを明らかにした。「貯蓄は所得が消費を超える額に等しい」のであり、「貯蓄は単なる残差にすぎない」(GT, 64)。ケインズは、貯蓄不足が非自発的失業の原因であるという考え方を、消費性向の理論によって退けた。

3. 資本の限界効率

有効需要の第2の構成要素、企業の投資需要はどのように決定されるのであろうか。『一般理論』第11章「資本の限界効率」において、ケインズは次のようにいう。投資量は、資本の限界効

率と利子率とが等しくなる点において決定される。投資量は、利子率が低下すれば増大する。「資本の限界効率とは、資本資産から存続期間を通じて得られると期待される収益によって与えられる年金の系列の現在値を、その供給価格にちょうど等しくさせる割引率に相当するものである」（*GT*, 135）と定義される。企業者が、銀行から資金を借りて事業に投資する場合、その投資決意に影響を与えるのは、投資の期待収益率と、投資に伴う資金借入のコストとしての利子率である。資本の限界効率とは、投資の期待収益率のことである。

ケインズにおける企業は、不確実な将来に向かって、現在、投資するかどうかを決意する経済主体である。「十分な結果を引き出すためには将来の長期間を要するような、何か積極的なことをしようとするわれわれの決意の大部分は、アニマル・スピリッツ（animal spirits）——不活動よりもむしろ活動を欲する自生的衝動——の結果としてのみ行われる」（*GT*, 161）。企業の投資決意は、アニマル・スピリッツに依存する（吉川, 1995, 153）。「もしアニマル・スピリッツが鈍り、自生的な楽観が挫け、数学的期待値以外にわれわれの頼るべきものがなくなれば、企業は衰え、死滅するであろう」（*GT*, 162）。資本の限界効率とは、不確実な将来に向かって投資を決意する企業にとっての期待収益率である。それでは、利子率はどのようにして決定されるのだろうか。次に、流動性選好利子説について検討する。

4. 流動性選好説

『一般理論』第14章「利子率の古典派理論」において、古典派の利子論は次のように整理されている。古典派の利子論によれば、利子率は金融市場における貯蓄と投資との関係によって決まる。投資は、利子率が上昇すれば減少し、利子率が低下すれば増加する。他方、貯蓄は、利子率が上昇すれば増加し、利子率が低下すれば減少する。古典派においては、利子率は、貯蓄と投資が一致した点で決まる。

『一般理論』第13章「利子率の一般理論」において、ケインズにおける利子率決定論としての流動性選好説が提示されている。それによれば、所得を受け取ったあと、個人の心理的な時間選好には、二つの時間選好がある（*GT*, 166）。第1は、所得のうちどれだけを消費し、どれだけを将来のために貯蓄するかを決めることである。古典派は、時間選好の第1段階しか検討しなかったため、利子を貯蓄に対する報酬であると誤解している。第2は、貯蓄のうちのどれだけをすぐに使える現金の形で保有し、どれだけを他人に貸して債券の形で保有するかを決めることである。利子は、貯蓄された貨幣を他人へ貸した時にはじめて報酬として支払われる。ケインズは、「利子率は特定期間流動性を手離すことに対する報酬である」（*GT*, 167）と定義する。利子率は流動性を手離すことに対する報酬である、とケインズがいう場合、彼は、資産選択（ポートフォリオ）の問題を考えていたことになる（吉川, 1995, 158）。彼は資産を貨幣と債券に分類した。貨幣は利子率を生まない。しかし決済手段として貨幣には高い流動性がある。一方、債券は利子を生むが、流動性が低い。

人々の貨幣に対する需要には三つの動機がある（*GT*, 170）。①取引動機、すなわち日常の取

引のため、②予備的動機、すなわち予期せぬ事態に備えるため、③投機的動機、すなわち将来起こることについて市場よりもよりよく知ることから利益を得ようとする目的である。第1と第2の動機による貨幣需要は、国民所得の大きさと関係するが、利子率とはほとんど関係がない。しかし第3の投機的動機とは、債券価格の下落による資本損失を避けるための貨幣需要であり、利子率と密接に関係している。債券は、株式や社債のような証券の形をとっているが、債券価格は利子率と逆方向に動く。

将来、債券価格が下がる（利子率が上がる）と予想する人々（弱気筋）は、証券を売って資産を貨幣の形で保有しようとする。逆のことを期待する人々（強気筋）は、貨幣を手離して証券を買う。利子率が非常に低くて、弱気筋の人々が多い場合には、貨幣需要（流動性選好）は著しく高くなる。貨幣供給量は、中央銀行によって供給される。したがって利子率は貨幣に対する需要と供給の関係によって決定される。

5. 不完全雇用均衡

『一般理論』でケインズは、「何が利用可能な資源の現実の利用を決定するかについての純粋理論」(GT, 4)を提示した。「雇用量は総需要関数と総供給関数とが交叉する点において決定される。なぜなら、この点において、企業者の期待利潤が最大となるからである」(GT, 25)。総需要関数が総供給関数と交叉する点における総需要の値を有効需要 (effective demand) と呼ぶ。有効需要が雇用量を決定する。これを有効需要の原理という。供給が需要を決定するのではなく（セイ法則批判）、総需要が総供給（国民所得）を決定するのである。

政府の経済活動と外国貿易の活動を捨象した封鎖経済を想定すれば、有効需要（総需要）は、消費需要と投資需要との和からなる。消費需要は、主として所得の大きさに依存して決められる。消費関数はかなり安定的な関数である。投資需要は、企業の利潤極大化行動を前提として、資本の限界効率と利子率とが等しくなる点において決定される。したがって投資量は、利子率が低下すれば増大し、利子率が上昇すれば低下する。

重要なことは、有効需要の原理によって決まる雇用量が完全雇用に一致する保証はないということである。有効需要の不足を主たる原因として非自発的失業が発生する。完全雇用均衡ではなくて不完全雇用均衡こそが自由放任の資本主義経済の常態である。この意味において、『一般理論』で展開されている理論は、「不完全雇用均衡の貨幣的経済学」(平井, 2007, 247)として特徴づけることができるであろう。

消費需要はかなり安定的であるのに対して、投資需要は企業のアニマル・スピリッツに左右され、かなり不安定である。資本の限界効率は資本蓄積とともに低下する傾向がある。したがって、利子率が資本の限界効率と共に低下しない限り、投資需要は増加しない。しかし利子率は、利子生活者の投機的貨幣需要（貨幣愛）のために、高水準のままでなかなか低下しない。有効需要の原理は、非自発的失業の主たる原因は、貯蓄不足でも高賃金でもなく、投資の不足であることを明らかにした。このように、ケインズ経済思想の特質は、貯蓄は必ずしも美德とは限らない、問

題は投資の不足である，という考え方の中に見出すことができる。それでは，投資を増大して完全雇用均衡を達成するために必要な政策とはどのようなものであろうか。

IV 政府の役割

IVではケインズ政策の特質を明らかにするために、『一般理論』における政府の役割について考察する。伸縮的貨幣政策を基本的政策としつつも，ケインズが富と所得の再分配政策をも提唱したという点に注目して検討する。

1. 伸縮的貨幣政策

ケインズは『一般理論』において，投資を増大して完全雇用を達成するための政策として，なによりもまず，公開市場操作を通じての貨幣供給量増大による低金利政策を提唱した。ケインズの流動性選好説によれば，利率は流動性選好（貨幣需要）と貨幣供給によって決定される。利率が高い水準に留まる原因は，金本位制度によって貨幣供給量が制限されていることと，利子生活者すなわち「機能を喪失した投資家」の投機的貨幣需要のためである。利子生活者の貨幣愛が高利率の主たる原因である。高利率のために投資が不足し，有効需要が不足する。「人々が月を欲するために失業が生ずるのである」（*GT*, 235）。ここで月とは，貨幣（金）のことである。管理通貨制度を採用すれば，不況期には，金準備量とは無関係に不換紙幣を増発することが可能となる。他の事情にして等しい限り，低金利政策によって，投資は増加する。低金利政策のねらいは，「機能を喪失した投資家」の消滅，すなわち「利子生活者の安楽死」による国内投資の増大である（*GT*, 376）。

国内投資を増大させるための低金利政策が有効となる条件は，為替管理を併用することによって，金利差のために海外へ流出する資金をコントロールすることである。ケインズは、『一般理論』第23章において，「保護主義が国内の雇用を増加させる」（*GT*, 334）という重商主義の主張を再評価することにより，マーシャル的な自由貿易主義では失業問題を解決することはできないとして，古典派の考え方を批判した。国内投資の増大を意図して低金利政策を実施しても，海外への資金流出が続けば，資金は国内の低金利を嫌って海外へ逃避する。海外投資から国内投資への資金転換を促進するためには，為替管理政策の併用が必要である。ただし，生産費の低下となる技術革新がある場合には，為替管理の必要性はそれだけ弱まる。

ケインズは，賃金単位表示の貨幣供給量を増加させるには，理論的には，伸縮的賃金政策と伸縮的貨幣政策との二つの方法があることを指摘する（*GT*, 267-271）。伸縮的賃金政策とは，貨幣量が一定の場合に貨幣賃金を引き下げる方法である。これに対し，伸縮的貨幣政策とは，貨幣賃金が一定の場合に貨幣量を増加させる方法である。伸縮的貨幣政策を排して伸縮的賃金政策を選ぶことは，愚かであり，正義に反することである，とケインズはいう。

ケインズによる伸縮的賃金政策批判の理由は次の4点である。①社会全体での均一的な貨幣賃

金の引下げは、社会主義社会でもない限り、実行不可能である。もしも、均一的な貨幣賃金の引下げが強行された場合には、社会的な摩擦が生じるであろう。②貨幣賃金が安定していることは、社会的正義と社会的便宜とにかなうものである。③貨幣賃金の引下げが強行されるような場合には、物価水準も低下するかもしれない。その場合には、企業者の負債の実質的負担は増大するので、企業者の確信の状態は悪化するであろう。④将来、さらなる貨幣賃金の引下げが期待される場合には、貨幣賃金の引下げは、資本の限界効率表を低下させてしまう。その場合には、賃金単位表示の貨幣供給量が増加しても、必ずしも利率は低下しない。

ケインズは、このような理由により、伸縮的賃金政策ではなくて、伸縮的貨幣政策の採用を提唱した。ケインズ政策の特質は、伸縮的貨幣政策という点にある。しかし、利率が「流動性のわな」といわれる低水準にある場合には、伸縮的貨幣政策は有効性を失う。その場合には、公債発行による政府支出の増大が必要である。彼は、「投資のやや広範な社会化」政策と呼んでいる。ケインズは「大きな政府」を志向せず、「半自治的組織体」による民間企業と競合しない分野での「投資のやや広範な社会化」(GT, 378)を提唱していた。

2. 富と所得の再分配政策

ケインズは、累進的な所得税や相続税の実施を提唱した。累進的な所得税や相続税の実施は、社会全体の消費性向表を上方へシフトさせる。社会全体の消費性向表が上方へシフトすれば、有効需要が増加して非自発的失業は減少する。『一般理論』第24章「一般理論の導く社会哲学に関する結論的覚書」においてケインズは、「完全雇用が実現する点までは、資本の成長は低い消費性向にまったく依存するものではなく、逆に、それによって阻止されるのであって、低い消費性向が資本の成長の助けとなるのは完全雇用の状態に限られる」(GT, 372-373)と述べている。「消費性向を高めるような形での所得再分配政策は資本の成長にとって積極的に有利となる」(GT, 373)というのである。

富と所得の再分配政策は、貯蓄は必ずしも美德とは限らないという、ケインズ経済思想の具体的表現である。アダム・スミス (Adam Smith, 1723-90) は、「供給はそれ自らの需要を創造する」というセイ法則を前提した上で、節約こそ資本増加の直接の原因であるという「節約の美德」論を展開していた。これに対して、ケインズは、不況期に、各人が節約して貯蓄を増加させようとした場合、社会全体の消費性向表は下方へシフトして国民所得は減少してしまい、社会全体の貯蓄は増加するとは限らないという「貯蓄のパラドックス」を明らかにした。ケインズは、短期的にはセイ法則は成り立たないという観点から、不況期には、富と所得の再分配政策を積極的に実施すべきであるとした。ケインズは株式会社における「所有と経営の分離」という当時のイギリスの現状を踏まえた上で、富者である利子生活者の高い貯蓄性向が不況の主たる原因であるとし、スミス以来の富や所得の大きな不平等を正当化してきた社会的理由のひとつを取り除くことに成功した。

ケインズは、『一般理論』第8章「消費性向— (I) 客観的要因」において、「消費はあらゆる

経済活動の唯一の終点であり目的である。雇用の機会は必然的に総需要の大きさによって制約されている」(GT, 104)と指摘する。その上で、堅実金融主義を批判して次のようにいう。「われわれは、社会全体としては、将来の消費のために金融的な手段によって準備することはできず、今期の物理的産出物によって準備することができるにすぎない」(GT, 104)。多くの例が証明しているように、「堅実金融主義は、総需要を減少させ、したがって福祉を損う可能性がある」(GT, 104)。しかも、「所得が大きくなればなるほど、不幸にして、所得と消費との間の開きはますます大きくなるのである。かくして、なんらかの新しい手段がないかぎり、のちに見るように、この難問への解答は失業以外にはない」(GT, 105)。富と所得の再分配政策こそは、ケインズ政策における新しい手段の一つとして位置付けられていたのである。

ケインズは、富の不平等を正当化する社会的理由は取り除かれたとして、結論的に次のようにいう。「現代の状況においては富の成長は、通常考えられているように、富者の制欲（貯蓄）に依存するどころか、かえってそれによって阻止されるということである。したがって、富の大きな不平等を正当化する主要な社会的理由の一つが取り除かれることになる」(GT, 373)。消費性向を高めるような所得再分配政策は資本の成長にとって積極的に有利となるであろう。これがケインズの考え方である。相続税を重くする財政政策が社会の消費性向を高める効果をもつことは確かである、とケインズは考えていた。

V 混合経済と平和主義

Vでは、古典派の功利主義思想に基づく原子論的社会観と、ケインズの混合経済思想に基づく階級論的社会観とを比較検討して、ケインズ経済思想の現代的意義が、「国内政策による完全雇用」のヴィジョンに基づく混合経済体制の志向と彼の平和主義の中に見出すことができる、という見解を提示する。

1. ベンサムの功利主義

ベンサム (Jeremy Bentham, 1748-1832) は、フランス革命が勃発した1789年に『道徳および立法の諸原理序説』を出版して功利主義 (utilitarianism) の思想を定式化した。当時、トマス・ペイン (Thomas Paine, 1737-1809) は、1776年に『コモン・センス』を出版してアメリカの独立戦争を支持し、また1792年に『人間の権利』を刊行してフランス革命を支持する見解を提示していた。これに対してベンサムは、自然権というものには何の意味もなく、人間の権利は実際法律=実定法によってのみ保障されるものである、という見解を提示した。ベンサムは、ペインの自然権思想を厳しく批判した。

ベンサムは、「人間の行為は快樂と苦痛によって決まる」として、合理主義的人間観に基づき、個人の効用 (utility) の可測性と、社会全体での効用の集計可能性を仮定し、人類の目的として「最大多数の最大幸福」という最大幸福原理を主張した (永井, 2003, 58)。ベンサムは、人間の効用

は階級や民族の相違を問わず、いわば同一の効用関数によって示されるという、原子論的社会観を提示した。ベンサムは政治的立場は、哲学的急進主義と呼ばれる。ベンサムは、ジェームズ・ミル (James Mill, 1773-1836)、リカードウ (David Ricardo, 1772-1823) らと共に、当時のイギリスにおける地主支配体制を批判して、資本家にも選挙権を与えるべきであるという、民主主義的な議会改革の必要性を主張した。

2. J.S.ミルのベンサム批判

J.S.ミル (John Stuart Mill, 1806-1873) は、1863年の『功利主義論』において、ベンサムの功利主義を批判し、その修正を主張した。ベンサムによれば、人間の行為は快楽と苦痛によって決まるとされ、個人の効用の可測性と社会全体での集計可能性が仮定されて、「最大多数の最大幸福」が主張された。ミルは、ベンサム功利主義の一面性を批判した。ミルによれば、人間の快楽には質的な相違がある。個人の効用を測定し、それを社会全体で集計してもあまり意味がない。ミルは、文学や芸術の重要性を強調した。人間の快楽には、物質的な要素の他に、精神的な要素も含まれる点を強調した。ミルの功利主義には、精神的な快楽が含まれている。「満足した豚であるより不満足な人間であるほうがよく、満足した馬鹿であるより不満足なソクラテスであるほうがよい」というのが、ミルの考え方であった。

ベンサムは、代議民主制が望ましいという民主主義論を主張していた。ミルも民主主義という結論では同意見である。しかしベンサムはその方法が間違っていた、とミルはいう。ベンサムは国民性の相違を過小評価した。ベンサムにとって人間性は不変であった (永井, 1982, 23)。人間は同じような考え方をすると仮定された。ベンサムは、イギリスの教育制度をそのまま植民地インドへ適用することが可能であると考えた。これに対して、ミルは、国民性の相違、慣習、伝統という、精神的な要素の重要性を強調した。

3. 功利主義とケインズ

リカードウやJ.S.ミル、そしてマーシャル (Alfred Marshall, 1842-1924) といった、古典派経済学の思想的基礎は功利主義思想であった。古典派経済学では、人間の行為を決定するのは、快楽と苦痛のみであり、個人の幸福は物質的な快楽の増加と苦痛の減少であるとされた。効用計算の可能性が仮定され、個人の効用を合計することにより社会全体の効用が得られると想定されていた。功利主義においては、均質的で合理主義的な人間観が想定されていた。人間は同一の効用関数によって示されるという、原子論的社会観が提示されていた。マーシャル『経済学原理』(1890年)における市場経済論は、均質的で功利主義的な個人から構成される原子論的社会観を前提としたものである。

ケインズは、古典派の功利主義思想における「合成の誤謬」を批判して、「貯蓄のパラドックス」を明らかにした。ミクロ的にみた場合、個人にとって貯蓄は美德である。しかし、不況期にあって、マクロ的にみた場合には、貯蓄は必ずしも美德とは限らない。彼は、主として投資が国民所

得を決定し、国民所得が貯蓄を決める、という因果論的分析方法を採用した。彼は、有効需要の構成要素として重要なのは、貯蓄ではなくて投資である、という考え方を確立した。われわれはここで、若き日のケインズが、ムア倫理学における有機的統一の原理（ムア, 2010, 139）から決定的な影響を受けていた、という点を確認しておきたい。それぞれの個人の貯蓄額を合計しても社会全体の総貯蓄額に等しくなるとは限らない、とケインズは考えていたのである。

ケインズは、自由放任主義と国家社会主義との両面を批判し、混合経済の思想を提示した。ケインズは、新しい体制としての混合経済体制を志向した。彼は、古典派の自由放任主義を批判する一方で、国家社会主義をも批判した。

ケインズは、資本主義の賢明な管理について、次のようにいう。「資本主義は、賢明に管理されるかぎり、おそらく経済的目的を達成する上で、今まで見られたどのような代替のシステムにもまして効率的なものにすることができる」（*GT*, 294）。ここには、彼の資本主義観が端的に表現されている。彼は、「効率と自由を保持しながら」（*GT*, 381）、「資本主義の運営技術を、可能な限り改善する」（*GT*, 292）ことを考えていた。ケインズにおいて、経済学者の主たる任務は、政府のアジェンダ（なすべきこと）とノン・アジェンダ（なすべからざること）とをたえず区別し直すことである。守るべきは、個人の自由、生活の多様性（variety of life）である。ケインズは、個人主義こそ生活の多様性と個人的自由の最善の擁護者であるとした。「個人主義は、もし欠陥と濫用を避けることができるなら、他のいかなる体制と比較しても個人的選択の働く分野を著しく拡大するという意味で、とりわけ個人的自由の最善の擁護者である。また、個人主義は生活の多様性の最善の擁護者である」（*GT*, 380）。

ケインズは、『一般理論』において、利子生活者、企業者、労働者という三階級社会を想定した。彼は利子生活者を非活動階級とした上で、非自発的失業の主たる原因を、利子生活者の貨幣愛による高利子率に求めた。『一般理論』の基本図式は、貨幣経済の不確実性→利子生活者の貨幣愛→高利子率→投資の不足→有効需要の不足→非自発的失業である。一方、労働者と企業者とは活動階級であると把握された。ケインズは、階級論的社会観を基にして、古典派の原子論的社会観を批判し（浅野, 1990, 132）、それに代替するものとして混合経済体制を志向した。経済思想史におけるケインズ革命とは、古典派の功利主義思想に基づく原子論的社会観からの脱却と、混合経済思想に基づく階級論的社会観への思想的転換のことであったといえることができる。

4. 国内政策による完全雇用

ケインズによれば、自由放任の資本主義には、失業問題と、富と所得における分配の不平等という二つの欠陥がある。「われわれの生活している経済社会（economic society）の顕著な欠陥は、完全雇用を提供することができないことと、富および所得の恣意的で不公平な分配である」（*GT*, 373）。一方ケインズは、「国家が引き受けるべき重要な仕事は生産手段の所有ではない」（*GT*, 378）として、「国家社会主義（State Socialism）」の体制を退けた。1933年、ドイツではヒトラー内閣が成立した。ケインズはその時の危機感を次のように表現した。「今日の独裁主義的な国家

組織は、効率と自由を犠牲にして失業問題を解決しようとしているように見える」(GT, 381)。ケインズは、混合経済体制を志向し、自由放任の資本主義と国家社会主義との両面を批判した。ケインズによれば、効率と自由を保持しながら、失業問題と、富と所得における分配の不平等という二つの病弊を治療することは、混合経済体制の実現によって可能となる。問題解決のためには、政治体制において「なんら革命を必要としない」(GT, 377)。

ケインズは、有効需要政策と、富と所得の再分配政策とを提案した。有効需要政策とは、「利子生活者の安楽死」という低金利政策と、「投資のやや広範な社会化」政策を内容とするものである。富と所得の再分配政策とは、世代間の富の不平等を是正するための相続税の導入と、社会全体の消費関数を上方へシフトさせるための所得に関する累進課税制度の導入のことである。「消費性向を高めるような形で所得再分配政策は資本の成長にとって積極的に有利となるであろう」(GT, 373)。またケインズは、相続税を重くして、世代間の富の不平等の解消を図ろうとした。「相続税を重くする財政政策が社会の消費性向を高める効果を持つことは確かである」(GT, 373)。「所得の不平等を正当化する若干の理由はあるとしても、それはそのまま遺産の不平等には当てはまらないからである」(GT, 373)。

ケインズは企業者中心の資本主義を構想していた、ということができる。ケインズは『一般理論』第12章「長期期待の状態」において、金融的な投機が企業以上に優位を占める傾向を指摘する。「もし、投機 (speculation) という言葉を市場の心理を予測する活動に当て、企業 (enterprise) という言葉を資産の全存続期間にわたる予想収益を予測する活動に当てることが許されるなら、投機が企業以上に優位を占めるということは必ずしもつねに事実ではない。しかし、投資市場の組織が改善されるにつれて、投機が優位を占める危険は事実増大する」(GT, 158)。「投機家は、企業の着実な流れに浮かぶ泡沫としてならば、なんの害も与えないであろう。しかし、企業が投機の渦巻のなかの泡沫となると、事態は重大である。一国の資本発展が賭博場の活動の副産物となった場合には、仕事はうまくいきそうにない」(GT, 159)。その上で、ケインズは、投機が企業以上に優位を占める傾向に危惧を示している。「このような傾向は、われわれが流動的な投資市場を組織することに成功したことのほとんど避け難い結果である。公共の利益のために、賭博場を近づきにくい、金のかかるものにしなければならないということは、通常人々の一致した意見である。そして同じことがおそらく株式取引所についても当てはまる」(GT, 159)。このように、ケインズは、自由放任の資本主義では、投機が企業以上に優位を占めてしまうことを指摘している。ケインズは、金融的な投機を放任することに反対し、政府による政策介入の必要性を強調している。「合衆国において投機が企業に比べて優位である状態を緩和するためには、政府がすべての取引に対してかなり重い移転税を課することが、実行可能で最も役に立つ改革となるであろう」(GT, 160)。

ケインズは、利子生活者、すなわち「機能を喪失した投資家」(GT, 376)の安楽死を提唱した。それは、「なんら革命を必要としない」変化の過程である。彼は、「人間本性を変革する仕事とそれを統御する仕事とを混同してはならない」(GT, 374)という人間観の持ち主であった。ケイ

ンズは、何か積極的な投資を決意する場合には、アニマル・スピリッツが重要であるという。「企業が将来の利益の正確な計算を基礎とするものでないことは、南極探検の場合とほとんど変わらない。したがって、もしアニマル・スピリッツが鈍り、自生的な楽観が挫け、数学的期待値以外にわれわれの頼るべきものがなくなれば、企業は衰え、死滅するであろう。ただし、その場合、損失への恐怖は、さきに利潤への希望がもっていた以上に合理的な基礎をもっているわけではない」(GT, 162)。このようにケインズによれば、アニマル・スピリッツが鈍れば、企業は衰え、沈滞や不況の程度が過大なものになる。不確実な将来に向かい、現在、投資を決意しなければならない企業者にとって、投資決意の基礎をなす長期期待の状態は蓋然性の高い予測にのみ依存するものではない。それは同時に、確信の状態 (state of confidence) に依存する (GT, 148)。確信の状態は、資本の限界効率表 (投資需要表) を決定する主要な要因の一つであるという理由で、重要性をもつのである (GT, 149)。

ケインズは『一般理論』最終章の第24章「一般理論の導く社会哲学に関する結論的覚書」において、次のようにいう。「新しい体制は古い体制に比べて平和にとっていっそう望ましいであろう」(GT, 381)。「もし諸国民が国内政策によって完全雇用を (full employment by their domestic policy) 実現できるようになるならば (その上、もし彼らが人口趨勢においても均衡を達成することができるならば、——と付け加えなければならない)、一国の利益が隣国の不利益になると考えられるような重要な経済諸力は必ずしも存在しないのである」(GT, 382)。このように、ケインズ経済思想の現代的意義は、「国内政策による完全雇用」というヴィジョンの中にある、ということができる。ケインズはいう。「これらの思想の実現は夢のような希望 (visionary hope) であろうか」(GT, 383) と。ケインズにおける「夢のような希望」とは、混合経済体制を構築して、「国内政策による完全雇用」を実現する、ということであった。

自由放任の資本主義体制においては、投機が企業以上に優位となる傾向がある。「機能を喪失した投資家」である利子生活者の投機的貨幣需要は、利子率を上昇させる要因である。貨幣発行量が金保有量の制約を受ける金本位制度の場合には、伸縮的貨幣政策の遂行は困難である。利子生活者は、国内投資よりも海外投資の方が有利と判断すれば、たとえ国内に非自発的失業が存在している場合でも、ためらわずに海外投資を増大させる。こうして、イギリスの潜在的富は大きいのに、現実の生産量は小さいという「豊富の中の貧困」が発生する。自由放任主義と金本位制度の資本主義において、不況を脱出しようとするれば、輸出拡大のための海外市場拡大とならざるをえないのである。しかし、失業対策としての輸出拡大政策は、近隣諸国にしてみれば輸入の拡大による失業増大を意味する。古典派においては、自由放任主義と金本位制度→海外市場獲得競争→戦争への道、という近隣窮乏化政策が不可避となる (GT, 382)。ケインズは、貨幣賃金の引下げ→輸出の拡大→国内不況からの脱出、という伸縮的賃金政策を批判した。伸縮的賃金政策は、「隣国の犠牲において自国の利益を図る手段となりがちである」(GT, 339)。彼は、伸縮的賃金政策は近隣窮乏化政策となりがちである、として批判した。

この点、ケインズが志向する混合経済体制においては、政府はまず、企業者の設備投資の増大

のための環境整備を図る必要がある。企業者のアニマル・スピリッツを奮い立たせるような確信の状態を維持することである。企業者は、不確実な将来に向かい、現在、設備投資を決意する存在である。その場合、企業者は、資本の限界効率と利子率とを比較する。利子生活者の投機的貨幣需要によって流動性選好表は高い水準を維持するであろう。金本位制度を放棄して管理通貨制度へ移行し、貨幣供給量を伸縮的に増加させ、低金利政策を実施することが必要である。しかし、国内投資の増大を意図して低金利政策を実施しても、海外への資金流出を管理しなければ、資金は国内の低金利を嫌って海外へ逃避してしまうであろう。海外投資から国内投資への資金転換を促進するためには、賢明な政府による為替管理政策の併用が必要なのである。

このように、ケインズの「夢のような希望」とは、混合経済体制を構築して、「国内政策による完全雇用」を実現することであった。ケインズは、混合経済体制を志向して、「国内政策による完全雇用」→国内市場の形成→平和への道、という可能性を示唆した。ケインズ経済思想の現代的意義は、「国内政策による完全雇用」というヴィジョンに基づく混合経済体制の志向と彼の平和主義の中に見出すことができる。

VI 更新性資源の重要性

本稿では、ケインズ経済思想の特質とその現代的意義について考察してきた。VIでは、水や土という更新性資源の重要性に注目して、地球は水循環による開放定常系であることを確認する。ケインズ経済思想においては、更新性資源の重要性への視点が完全に欠落しているからである。地球上の資源は、①石炭や石油といった化石燃料のように一度使えばそれではなくなってしまふ非更新性資源と、②水や土のように、本来、更新可能な更新性資源とに区分することができる。

1. 水循環による開放定常系としての地球

ポールディングは、かつて地球を宇宙船に例えて、化石燃料はやがて枯渇するとし、また産業廃棄物の捨て場にも限りがあるとして、生産至上主義の経済のあり方を批判した（ポールディング, 1975, 430-447）。しかし、水の惑星としての地球は、「宇宙船地球号」というような閉鎖系ではなく、開放定常系である（室田, 1982, 142）。

経済活動に伴うエントロピー増大の法則に注目して、植田はいう。「地球上には、生命の活動以外にも、さまざまな活動がある。風雨や、火山や、地震やその他の活動がひしめいている。これらはすべてエントロピーの発生源である。しかし、それにもかかわらず、去年と同じ今年を35億回くりかえし、地球のエントロピーを定常的に保ちつづけてきたのは、地球にエントロピーを捨てる機構があったからである」（1982, 159-160）。「地球における最大の物エントロピーの発生源は、動植物である。動物の排泄物および動植物の遺体は、毎年、地表を覆いつくしてしまう。しかし、小動物、小植物、そして微生物は、適度の水分を用いてこれらの排泄物や遺体の分解者として互いに協力しながら最終的には簡単な無機物に変えている。／この時、物エントロピーは

熱エントロピーに変わったのである。そのことは、堆肥醗酵中に発熱していることによって、簡単に理解されるであろう。そして、その熱エントロピーは、水の蒸発で水蒸気になり、水循環へ渡されているのである」（同, 166）。経済過程は、エネルギー過程ではなく、拡散つまりエントロピー過程である。経済活動によってエントロピーが増大する。エントロピーの観点からすれば、あらゆる変化は「生産」ではなくて「消費」である。エントロピーとは、拡散の程度を示す指標であり、廃物と廃熱のことである（同, 64）。

また、室田は次のようにいう。「原子力発電の本質は核廃棄物がたくさんつくられるところにある」（1988, 92）と。彼は、土が分解できない廃棄物を生み出す生産活動は縮小・停止すべきであるとして、自給度の高いマイナス成長論を提唱している（室田, 1987, 30）。玉野井は次のようにいう。「無限に更新可能な資源というのは、水と土をとおしてのみあらわれるものだということである。われわれの生命はそれをよそにして存在するものでない」（玉野井, 1979, 62）と。彼は、「生産中心の経済」から「生活中心の経済」への転換、「市場志向からの脱出」を提唱する（同, 169）。

さて、地球社会において、土壌微生物と植物と動物という三者は「敵対的共生関係」にある。重要なことは、生命活動があると、廃物と廃熱、すなわちエントロピーが発生する、という点である。廃物は土壌微生物によって無機化合物に分解される。その分解の過程で廃熱が発生する。地球はいかにして廃熱を捨ててきたのか。その秘密は水循環の中にある。地表の活動により増大した廃熱は水が受け取る。水是水蒸気となって、大気の上空に運ばれる。その時に気圧が下がるので、断熱膨張によって温度が下がる。マイナス23°Cで水蒸気は分子運動し、遠赤外線の色で熱を宇宙へ放射処分する。熱を失った水蒸気は、結水し雲になる。それは雨となって地表へ戻る（植田, 1982, 162）。土によって媒介された水循環により、地球上の生命は維持されている。もし地表に水がなければ、太陽光の熱汚染により、地球は砂漠化してしまう。森林は、保水能力があり、土壌流出を防いでいる。森林は、円滑な水循環にとって不可欠である。地球は水循環による開放定常系なのである。

2. 有効需要の質的構成の問題

しかし、ケインズの有効需要論においては、水や土が更新性資源として重要であるという視点が欠落している。『一般理論』の理論的課題は「豊富の中の貧困」というパラドックスを明らかにすることであった。ケインズが、更新性資源の重要性に言及することはなかった。この点は、ケインズ経済思想の限界として指摘しておきたい。たとえ有効需要政策の即時的効果が完全雇用であっても、その永続的効果が更新性資源の破壊であるならば、その有効需要政策は失敗である。持続可能な地球社会を維持するためには、環境破壊を防止して地球環境を良好に維持する、という視点が必要である。

政府支出の増大によって有効需要は増大し、国民所得は増大するであろう。しかし、肝心なことは、政府支出の質的構成である。国民の福祉を犠牲にして完全雇用を達成しても、何のための

完全雇用か、ということになりかねない。雇用の中味を問うことは、有効需要の質的構成の問題を問い直すことである。国民福祉の改善という観点から、有効需要の質的構成を問い直すことは、地球社会の将来を構想する上で、不可欠な課題である。

この点に関して、ケインズは次のようにいう。「われわれがひとたび有効需要を規定する影響力を理解するならば、分別ある社会 (sensible community) がそのような思いつきにすぎない、しばしば無駄の多い緩和策に頼って満足しているのは理に合わぬことである」(GT, 220)。分別ある社会では、無駄の多い緩和策に頼って満足していることは理に合わぬことである、とケインズは考えていた。彼は、「<浪費的>な公債支出 (loan expenditure) でも結局は社会を豊かにすることができることを明らかにしている。ピラミッドの建築や地震や戦争ですらも、もし古典派経済学の原理を基礎とするわが政治家の教養がもっとよいことの実現を妨げているとすれば、富の増進に役立ちうるのである」(GT, 128-129)。ここでケインズは、何もしないよりは、浪費的なピラミッドの建築でも失業対策となりうるとして、浪費的な公共投資を容認しているようにみえる。しかし、彼は、「もちろん、住宅やそれに類するものを建てる方がいっそう賢明であろう。しかし、もしそうすることに政治的、实际的困難があるとすれば、上述のことは何もしないよりはまさっているであろう」(GT, 129)と述べていた。浪費的なピラミッド建築よりも住宅建築を、というのがケインズの真意であった。またケインズは、利子生活者が安楽死した後の社会について、次のようにいう。「利子生活者は消滅するだろうが、それにもかかわらず、人によって見解の異なりうる予想収益の推定をめぐって、依然として企業と熟練が活動する余地が残されるであろう」(GT, 221)。ケインズは、利子生活者が安楽死した後の来るべき社会として、企業者中心の資本主義を構想していた、ということができる。

VII むすび

本稿の結論は以下の通りである。ケインズは、国内の不況問題を輸出の拡大によって解決しようとする政策を、近隣窮乏化政策と呼び、これを厳しく批判した。自由放任主義と金本位制度の古典派においては、輸出拡大のための海外市場獲得競争→戦争への道、という近隣窮乏化政策となりがちであった。これに対して、ケインズは、国内政策によって完全雇用を実現できると考えた。ケインズの「夢のような希望」とは、混合経済体制を構築して、「国内政策による完全雇用」を実現することであった。ケインズ経済思想の現代的意義は、「国内政策による完全雇用」というヴィジョンの中にあった。ケインズは、混合経済体制を志向して、「国内政策による完全雇用」→国内市場の形成→平和への道、という可能性を示唆していた。ケインズは、貨幣賃金の引下げ→輸出の拡大→国内不況からの脱出、という伸縮的賃金政策を批判した。伸縮的賃金政策は、「隣国の犠牲におい自国の利益を図る手段となりがちである」(GT, 339)。彼は、伸縮的賃金政策は近隣窮乏化政策となりがちであるとして批判した。

自由放任の資本主義の二大欠陥は、非自発的失業と、富と所得における分配の不平等であった。

これに対する、ケインズ政策とは、有効需要政策と、富と所得の再分配政策との二つである。有効需要政策の内容は、「利子生活者の安楽死」のための伸縮的貨幣政策と、「投資のやや広範な社会化」政策である。富と所得の再分配政策の内容は、相続税の導入と、累進的所得課税制度の導入である。ただし、富と所得の再分配政策の目的は、「国内政策による完全雇用」を実現することに限られていた。ケインズが構想していた社会とは、企業者中心の資本主義であった。

『一般理論』においてケインズは、期待の役割を重視する有効需要の原理を提示した。それは、「不完全雇用均衡の貨幣的経済学」として特徴づけることができる。有効需要の原理によれば、有効需要が雇用量を決定するのであるが、有効需要によって決まる雇用量が完全雇用に一致する保証はない。ケインズは、有効需要の原理によって、非自発的失業の原因は、貯蓄不足でもなければ高賃金でもなく、投資の不足であることを明らかにした。企業の投資決意は、アニマル・スピリッツに依存するとされた。したがって、ケインズが志向する混合経済体制においては、政府はまず、企業者の設備投資の増大のための環境整備を図る必要がある。企業者のアニマル・スピリッツを奮い立たせるような確信の状態を維持することが必要である。

ケインズ経済思想の現代的意義は、「国内政策による完全雇用」というヴィジョンに基づく混合経済体制の志向と彼の平和主義の中に見出すことができる。ところで、地球は水循環による開放定常系であり、持続可能な地球社会を維持するためには、水や土という更新性資源を保存するという視点が重要である。しかし、ケインズは更新性資源の重要性に言及していない。更新性資源への視点欠落という点は、ケインズ経済思想の限界として指摘することができる。

[参考文献]

- Keynes, J.M. 1919. *The Economic Consequences of the Peace, The Collective Writings of John Maynard Keynes*, Macmillan, Vol. II. JMK. 2と略記する。早坂忠訳『平和の経済的帰結』東洋経済新報社, 1977年。『ケインズ全集』邦訳には原書のページ数も付されている。著作集JMKからの引用は、原書のページ数による。
- Keynes, J.M. 1923. *A Tract on Monetary Reform*, Macmillan, JMK. 4. 中内恒夫訳『貨幣改革論』東洋経済新報社, 1978年。
- Keynes, J.M. 1931. *Essays in Persuasion*, Macmillan, JMK. 8. 宮崎義一訳『説得論集』東洋経済新報社, 1981年。
- Keynes, J.M. 1936. *The General Theory of Employment, Interest and Money*, Macmillan, JMK. 7. 塩野谷祐一訳『雇用・利子および貨幣の一般理論』東洋経済新報社, 1983年。GTと略記する。
- R.カーン. 1987. 『ケインズ「一般理論」の形成』岩波書店。
- C. P. キンドルバーガー. 1982. 『大不況下の世界 1929-1939』石崎昭彦・木村一朗訳, 東京大学出版会。
- ミロ・ケインズ編, 1978. 『ケインズ — 人・学問・活動』佐伯彰一・早坂忠訳, 東洋経済新報社。
- R. スキデルスキー. 1987・1992. 『ジョン・メイナード・ケインズ』 I・II, 宮崎義一監訳, 東洋経済新報社。
- R. スキデルスキー. 2009. 『ケインズ』浅野栄一訳, 岩波モダンクラシックス。

- R. スキデルスキー .2010.『なにがケインズを復活させたのか?』山岡洋一訳, 日本経済新聞出版社。
- G.ドスタレール. 2008.『ケインズの闘い』鍋島直樹・小峰敦監訳, 藤原書店。
- F.A. ハイエク. 2012.『ケインズとケンプリッジに対抗して』小峰敦・下平裕之訳, 春秋社。
- R.F. ハロッド. 1967.『ケインズ伝』上・下, 塩野谷九十九訳, 東洋経済新報社。
- G.C. ピーデン. 1996.『ケインズとイギリスの経済政策』西沢保訳, 早稲田大学出版部。
- A.C. ピグー .2012.『富と厚生』八木紀一郎監訳, 本郷亮訳, 名古屋大学出版会。
- M. ブローグ. 1991.『ケインズ経済学入門』中矢俊博訳, 東洋経済新報社。
- J. ベンサム. 1789.『道徳および立法の諸原理序説』山下重一訳 (『世界の名著』38), 中央公論社。
- K.E. ボールディング. 1975.『経済学を超えて (改訳版)』公文俊平訳, 学習研究社。
- J.S. ミル. 1863.『功利主義論』伊原吉之助訳 (『世界の名著』38), 中央公論社。
- J.E. ムア. 2010.『倫理学原理』泉谷周三郎・寺中平治・星野勉訳, 三和書籍。
- D.E. モグリッジ. 1979.『ケインズ』塩野谷祐一訳, 東洋経済新報社。
- ケインズ学会編・平井俊顕監修 2011.『危機の中で「ケインズ」から学ぶ』作品社。
- 浅野栄一. 1990.『ケインズ』清水書院。
- 浅野栄一. 2005.『ケインズの経済思考革命』勁草書房。
- 岩田喜久男. 2004.『昭和恐慌の研究』東洋経済新報社。
- 伊東光晴. 1993.『ケインズ』講談社学術文庫。
- 伊東光晴. 2006.『現代に生きるケインズ』岩波新書。
- 大崎正治. 1986.『水と人間の共生』農文協。
- 音無通宏編著. 2011.『功利主義と政策思想の展開』中央大学出版会。
- 小野善康, 1994.『不況の経済学』日本経済新聞社。
- 小沼宗一. 2007.『増補版 イギリス経済思想史』創成社。
- 小谷義次・置塩信雄・池上淳編. 1991.『マルクス・ケインズ・シュムペーター』大月書店。
- 小峰 敦. 2006.『福祉国家の経済思想』ナカニシヤ出版。
- 小峰 敦. 2007.『ベヴァリッジの経済思想』昭和堂。
- 小峰 敦 編. 2007.『福祉の経済思想家たち』ナカニシヤ出版。
- 小峰 敦 編. 2011.『経済思想のなかの貧困・福祉』ミネルヴァ書房。
- 佐伯啓思. 2003.『成長経済の終焉』ダイヤモンド社。
- 佐伯啓思. 2012.『経済学の犯罪』講談社現代新書。
- 玉井龍象. 1999.『ケインズ政策の史的展開』東洋経済新報社。
- 玉野井芳郎. 1978.『エコノミーとエコロジー』みすず書房。
- 玉野井芳郎. 1979.『市場志向からの脱却』ミネルヴァ書房。
- 玉野井芳郎. 1990.『生命系の経済に向けて』(玉野井芳郎著作集2) 学陽書房。
- 植田 敦. 1981.『石油文明の次は何か』農文協。
- 植田 敦. 1982.『資源物理学入門』NHKブックス。

- 槌田 敦. 1986. 『エントロピーとエコロジー』ダイヤモンド社。
- 伸正昌樹. 2011. 『いまこそハイエクに学べ』春秋社。
- 中村達也・八木紀一郎・新村聡・井上義朗. 2001. 『経済学の歴史』有斐閣アルマ。
- 中矢俊博. 2008. 『ケインズとケンブリッジ芸術劇場』同文館。
- 永井義雄. 1982. 『ベンサム』（人類の知的遺産44）講談社。
- 永井義雄. 2003. 『ベンサム』（イギリス思想叢書7）研究社。
- 根井雅弘. 2005. 『経済学の歴史』講談社学術文庫。
- 根井雅弘. 2006. 『シュンペーター』講談社学術文庫。
- 根井雅弘. 2007. 『ケインズとシュンペーター』NTT出版。
- 根井雅弘. 2009. 『経済学はこう考える』ちくまプリマー新書。
- 服部正治・西沢保編著. 1999. 『イギリス100年の政治経済学』ミネルヴァ書房。
- 早坂 忠. 1978. 「平和の経済的帰結」則武保夫・浅野栄一・早坂忠・白井孝昌・美濃口武雄『ケインズ』有斐閣新書。
- 平井俊顕. 2003. 『ケインズの理論』東京大学出版会。
- 平井俊顕. 2005. 「J.M.ケインズ」大森郁夫編『経済学の古典的世界2』日本経済評論社。
- 平井俊顕. 2007. 『ケインズとケンブリッジの世界』ミネルヴァ書房。
- 平井俊顕. 2012. 『ケインズは資本主義を救えるか』昭和堂。
- 福岡正夫. 1997. 『ケインズ』東洋経済新報社。
- 松原隆一郎. 2011. 『ケインズとハイエク』講談社現代新書。
- 本郷 亮. 2007. 『ピグーの思想と経済学』名古屋大学出版会。
- 村岡健次・木畑洋一編. 1991. 『イギリス史』第3巻（近現代）、山川出版社。
- 室田 武. 1982. 『水土の経済学』紀伊國屋書店。
- 室田 武. 1988. 『天動説の経済学』ダイヤモンド社。
- 室田 武. 1987. 『マイナス成長の経済学』農文協。
- 吉川 洋. 1995. 『ケインズ』ちくま新書。
- 吉川 洋. 1999. 『転換期の日本経済』岩波書店。
- 吉川 洋. 2009. 『いまこそ、ケインズとシュンペーターに学べ』ダイヤモンド社。
- 若田部昌澄. 2003. 『経済学者たちの闘い』東洋経済新報社。
- 若田部昌澄. 2009. 『危機の経済政策』日本評論社。
- 和田重司. 2010. 「G.E.ムーアの倫理学とJ.M.ケインズの資本主義観」『資本主義観の経済思想史』中央大学出版部。
- 和田重司. 2011. 「G.E.ムーアとJ.S.ミルの功利主義論」音無通宏編著『功利主義と政策思想の展開』中央大学出版会。

大型ショッピングセンターをめぐる消費者行動の検討

—宮城県仙南地域での消費者アンケート調査報告の検討—

千葉昭彦

1 はじめに—本研究の課題—

本研究の課題は2009年に発表した拙著『大型店進出に伴う消費者行動の変化—宮城県仙南地域の事例検討—』¹⁾において残されていた課題を検討することにある。すなわち、既存大型店と進出大型店をめぐる消費者は最も近い大型店を選択する傾向にあると言えるのか、換言するならば大型店間で最近隣中心地利用仮説が成立するのと言うこと。そして、このことが成立する場合、大型店間の売り上げの増減はゼロサム状態にあるのか、換言すれば既存大型店が存在する状況での新たな大型店の進出は周辺商店街に大きな影響を及ぼすのかどうか、と言ったことである。

最近隣中心地利用仮説は中心地理論における消費者の行動基準であるが、それは補完地域において消費者が均等に分布していることや最短距離での移動が可能であることなどを前提としている。いわば、モデルとしての議論である。他方、ジョーンズとシモンズは「日常目にするさまざまな種類の小売施設は、家族構成と人口構成、そして所得構造の複雑な変化を反映したものである…(中略)…小売施設の新しい形態と立地場所はまったく偶発的なものではない」²⁾と述べている。つまり、商業施設の立地はその周辺地域(補完地域)の多様性によって左右されると述べている。となると、実際の消費者の買物行動において最近隣中心地利用仮説の成立を検討することは、中心地理論の現実的な妥当性を確認することになる。ここでは、取扱商品の類似性が認められる大型ショッピングセンターをめぐる消費者の行動選択の検討を通じてこのことを考える。

大型店進出に対しては既存商店街への影響がしばしば指摘される³⁾。けれども、フィッシュマンは「スーパーセンターが激増しているにもかかわらず、既存の食料品店への影響や消費者の行動パターンの変化についてはあまりかわっていない」「スーパーセンターの増加によって、既存ビジネスがダメージを受けているという話はよく耳にするが、精確なデータが集めにくいいため、学術的な研究はあまり行われていない—といった意見がよく聞かれる」⁴⁾と記している。つまり、新たに進出する大型店は、最近隣中心地利用仮説を背景に既存大型店の買物客を吸収し、大型店

1) 千葉昭彦「大型店進出に伴う消費者行動の変化—宮城県仙台地域の事例検討—」東北学院大学経済学論集 第169号 2009年 53-82ページ

2) ケン・ジョーンズ、ジム・シモンズ(藤田直晴、村山祐司訳)『商業環境と立地戦略』大明堂 1992年 154ページ

3) 例えば、全国商店街振興組合連合による『平成12年商店街実態調査報告書』では商店街における大きな問題として「大規模店に客足を取られる」との回答が72.3%(複数回答)となっている。その後このような指摘は次第に減少しているものの、中小企業庁の委託事業である『平成21年度商店街実態調査報告書』でも17.8%が「大型店との競合」を商店街の抱える問題と答えている。同様の傾向は多くの商店街調査においてもみい出すことができる。

4) チャールズ・フィッシュマン(中野雅司監訳)『ウォルマートに呑みこまれる世界』ダイヤモンド社 2007年 206ページ

全体のある一定の売り上げの中でのシェア獲得競争を繰り返しているのか、それとも既存商店街等の買物客を吸収し、商店街等の衰退を招いているのかといったことが必ずしも明確になっていない。そこで、ここではこの問題についても具体的な消費者行動の検討を通じて考える。

筆者はこれまで山形県庄内地方で2001年にイオン三川ショッピングセンター（売場面積約12,000㎡）が進出した前後での消費者の買物行動の変化を検討している⁵⁾。ここではバブル経済期に大型店の郊外展開に伴って消費者の買物対象地で郊外のウエートが高まった⁶⁾後、イオン三川ショッピングセンターの進出によってもその買物行動に変化はみられなかった。つまり、イオン三川ショッピングセンターの進出は既存商店街に影響を及ぼしたと言うよりも、郊外大型店との間での競争を激化させたのみとみることができた。その後、筆者は2007年のイオンモール名取エアリ（旧名称ダイヤモンドシティ名取エアリ）の進出に伴う宮城県仙南地域での消費者行動の変化に関するアンケート調査を検討した。その詳細は第2章で確認するが、進出の影響は宮城県南部を指す仙南地域に広く及んでいるものの、消費者の買物行動の大きな変化が確認できたのは名取市以南の沿岸部に限定されていた。つまり、ここでは消費者の移動距離に応じた他の大型店との競合関係が示唆されていた。また、取り扱い品目としては衣類、靴・バック・アクセサリ、贈答品をめぐる買物行動の変化が中心となっていた。つまり、既存商店街などで多くみられる食料品などに対する買物行動には必ずしも大きな変化はみられなかった。そして、この検討を通じて残された課題となっていたのが本研究で取り上げる上述の2つの課題である。

本研究では、次章で2009年論文の内容を簡単に確認したうえで、第3章で本研究の課題を取り上げる。ここで取り上げるいずれの課題についても2009年論文で用いたアンケート調査結果のより詳細な検討を行う。とりわけ前者の課題は仙南地域沿岸部での小中学校区単位での消費者行動の変化を整理すると同時に、名取市内での中学校区単位での消費者の買物対象地の変化の整理を通じて最近隣中心地利用仮説の妥当性を考える。また、後者の課題に関しても名取市内の主として中学校区単位での品目別買物対象地の変化を検討する。そのうえで、第4章で消費者の買物行動を踏まえたまちづくりを考察する。

2 イオンモール名取エアリの進出に伴う仙南地域の消費者行動の変化

宮城県の仙台市以南の4市9町から構成される仙南地域⁷⁾の2008年の人口は35万6377人で、最多は仙台市のベッドタウンとしての性格を強めている名取市の約7万人、それに次ぐのがその南隣の岩沼市の約4万5千人、さらに柴田町、白石市、亶理町、角田市が3万人台となっていた。商業

5) 千葉昭彦「大型店進出に伴う消費者行動の変化—山形県庄内地方の事例検討—」日本都市学会年報 Vol.40 196-201ページ 2007年

6) 大型店のこのような立地展開は都市の外延的拡大、とりわけ宅地開発に伴う居住の郊外化を背景にしている。この点については、千葉昭彦『都市空間と商業集積の形成と変容』（原書房 2012年）の第5章を参照されたい。

7) 宮城県の広域行政推進地域としては白石市、角田市、村田町、川崎町、柴田町、大河原町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町の2市7町を指すが、ここでの消費者の買物行動を検討するにあたっては、広域仙台都市圏に含まれる名取市、岩沼市、亶理町、山元町も仙南地域と一括して取り上げる。

の地域的構造としては、この地域全体が仙台市の超広域型商圈に包括⁸⁾されているが、それぞれの市町に最寄り品の取り扱いを中心とした古くからの商店街・商業集積がみられるし、国道4号沿線を中心にロードサイロショップの立地が多数みられる。売り場面積1万㎡を越す大型店の分布は柴田町や白石市、亶理町などでみられるが、特に集客力が大きいとみられるのは大河原町のフォルテ(1994年開業・売り場面積2万1877㎡)と仙台市太白区に立地するザ・モール仙台長町(1997年開業・売り場面積3万7888㎡、以下「モール」と略す)である。このような地域的構造の中に2007年2月売り場面積5万5000㎡のイオンモール名取エアリ(旧名称ダイヤモンドシティ名取エアリ、以下「エアリ」と称する)が進出した。(後掲第1図参照)そして、そのエアリ進出前後での仙南地域の消費者の買物行動の変化を検討したのが2009年の拙著である。以下、そこでの検討結果を簡単に確認する。

いずれの大型店も最寄り品取り扱いが核店舗となっているので、主として最寄り品を対象とした消費者の買物行動パターンを想定することができる。そこで、アンケートによって得られたエアリ進出前後での月に2～3回以上の買物頻度の変化をみると、仙南地域全体ではモールは17.8%から12.9%へ、フォルテは17.1%から16.4%へとそれぞれ低下している。なお、月1回以上の頻度でみるとモールは39.9%から31.7%、フォルテは31.8%から29.6%へと低下している。いずれの大型店でも消費者の買物頻度は低下しているが、モールのほうがその度合いは大きい。なお、2007年のエアリへの買物頻度は月2～3回以上が25.2%、月1回以上では44.2%となっている。

ここからエアリ進出はモールにより大きな影響を与えたと考えられるが、これを消費者の居住地別で確認する。詳細な記述は割愛するが、2006年から2007年にかけてモールでの買物頻度が大幅に低下したのは名取市、山元町、亶理町、岩沼市、村田町、柴田町であり、名取市とそれ以南の隣接市町および沿岸町となっている。フォルテに関する同様の変化は山元町、角田市、岩沼市でみられるが、その低下の程度はモールと比べると極僅かにすぎない。なお、2007年のエアリでの買物頻度が高いのは、名取市、岩沼市、亶理町、柴田町、山元町で、そのほとんどがモールでの買物頻度を低下させている市町と重なっている。つまり、ここでのアンケートからは、エアリの「進出影響は、村田町を除く名取市以南の隣接市町および沿岸町、すなわち名取市、岩沼市、亶理町、山元町、柴田町の2市3町において特に顕著であったと見ることができる。」⁹⁾ただし、柴田町では最も利用頻度が高い大型店は南の大河原町との境から約500mのところ立地するフォルテであり、2006年から2007年にかけてはむしろその買物頻度は上昇している。

次に、エアリ進出に伴う品目別での買物対象地域の変化を確認する。仙南地域全体での変化をみると、食料品に関しては自市町内の総合スーパー、食品スーパー、一般商店の合計は2006年と2007年ではほとんど変わらず、横這いであるが、モール、フォルテ、エアリの合計は12.3%から20.1%に上昇している。この上昇は、通販以外の様々な買物対象地の僅かずつの低下をもたらした

8) 宮城県『宮城県の商圈 消費購買行動調査報告書 平成12年8月』および『宮城県の商圈 消費購買行動調査報告書 平成21年3月』

9) 前掲注(1) 65ページ

た結果だと思われるが、全体としては食料品の買物行動パターンに大きな変化はみられない。同様に、日用雑貨・医療品・化粧品等やCD・書籍・文房具に関してもその購買行動パターンに大きな変化は確認されず、自市町内の総合スーパーや食品スーパー、それに一般商店が主要な購入先となっている。また、スポーツ・レジャー用品等と家電・家具も買物行動パターンに変化はみられないが、前者はモール、フォルテ、エアリが主要な対象地となっているし、後者は大型専門店が主要な対象地となっている。

これとは逆に2006年から2007年にかけて仙南地域の消費者の買物行動パターンに変化がみられた品目は衣類、靴・バッグ・アクセサリ等、贈答品である。特に衣類は2007年にエアリが27.2%となっている一方で、その他の商業施設は2006年と比べてすべてポイントを低下させている。その中でも、モールは33.9%から25.9%へと8ポイントの低下がみられ、もっとも大きな影響を受けたようにみられる。同じような変化は靴・バッグ・アクセサリ等でもみられ、2007年のエアリが23.2%である一方、通信販売を除くその他の商業施設が前年からポイントを低下させている。特にモールは6.9ポイントと最大の低下がみられる。贈答品でも類似の変化がみられるが、同期に最もポイントを下げたのは仙台市中心部の7.0ポイントで、これに次ぐのが自市町内の総合スーパーの6.5ポイント、そしてモールは5.6ポイントの低下となっている。以上のことから、購入品目としては、衣類、靴・バッグ・アクセサリ等、贈答品をめぐる仙南地域全体の消費者の買物行動に変化を生じさせたが、その構図の中心はエアリとモールとの大型店間での競争関係が中心になっていると見ることができる。ちなみに、フォルテは、エアリ進出前後で、衣類で2.1ポイント、靴・バッグ・アクセサリ等で1.3ポイント、贈答品で1.1ポイントの低下にとどまっている。

エアリ進出は仙南地域全体の中でも特に名取市、岩沼市、亶理町、山元町、柴田町の2市3町においてそれまでモールを買物対象地としていた消費者の買物行動を、一定程度エアリへ引きつけた。また、買物対象品目としては、衣類、靴・バッグ・アクセサリ等、贈答品において消費者の買物行動パターンに変化がみられたが、とりわけ前二者においてはエアリとモールとの間での競合関係を確認することができる。最後にこれらの2市3町の消費者の衣類、靴・バッグ・アクセサリ等、贈答品に関する買物行動の変化を確認する。まず、名取市ではここで指摘した3つの品目に関してエアリとモールが買物対象地として類似の比率を示している。この点に関しては、次章で名取市内の消費者居住地をさらに詳しく取り上げて、検討する。岩沼市では大型店としてはモールよりもエアリが優位になっている。これは亶理町や山元町でも同様である。これらの市町はいずれもモールへの移動の途中にエアリがあるためにこのような結果になったと推測されるが、この点も次章で取り上げる。柴田町でもモールのポイント低下がみられるが、ただ、柴田町ではそもそも大型店で主要な買物対象地となっているのはフォルテであり、エアリはその4分の1程度の比率にとどまっている。以上のことから、エアリ進出の影響は、名取市、岩沼市、亶理町、山元町での衣類、靴・バッグ・アクセサリ等、贈答品をめぐる買物行動に関して、モールとの競合関係を激化させたとみることができる。

3 イオンモール名取エアリの進出に伴う小中学校区単位での消費者行動の変化

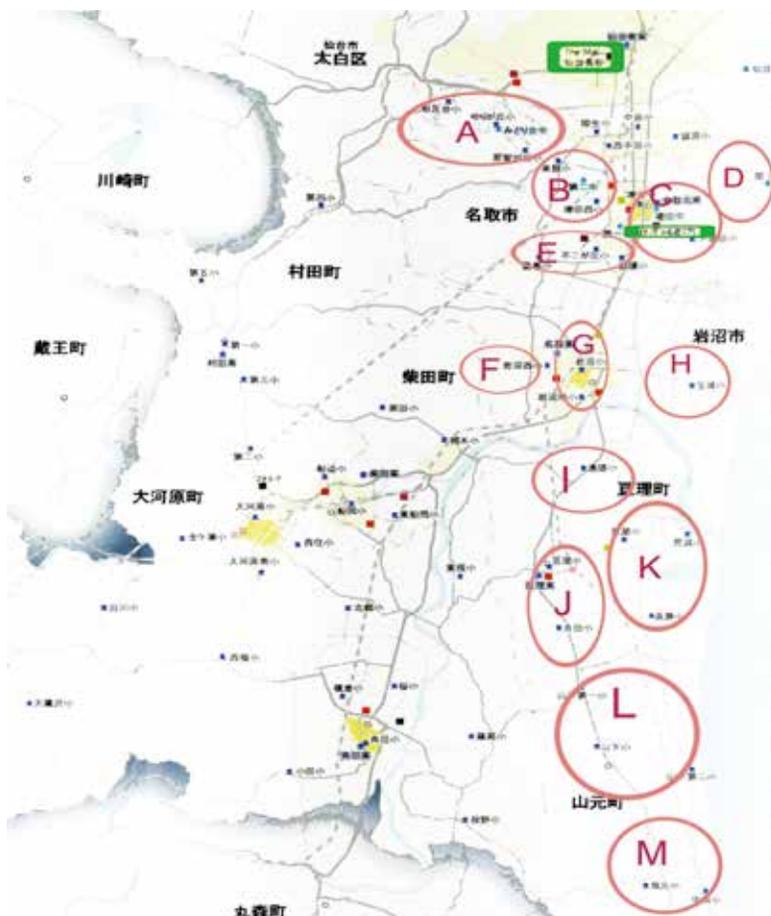
以上のように、エアリ進出の影響は地域的には特に名取市と岩沼市、亶理町、山元町においてより強くみられた。とは言え、既述のようにその影響はエアリが立地する名取市よりも他の1市2町においてその影響はより強くみえる。そこで、まずはアンケートの対象となった消費者の居住地をより細分化して、行政単位ではなく、より細かな居住地単位で消費者の買物行動の変化を整理する。具体的には小中学校の学校区単位で消費者を整理し、その買物行動の変化を検討する。これによって、大型店に関して、消費者はより距離が近い店舗を選択しているのかどうかを確認することができるだろう。

次いで、上の仮説が成立するならば、ある大型店から他の新しい大型店に消費者の買物対象先が移った場合、その新たな大型店での消費者の購買量は、以前購買先としていた大型店での購入量に匹敵するのかどうか。換言するならば、新たな大型店の進出は、大型店間での購買量をめぐる競合関係となっていて、既存の商店街等から新たに購買量を吸収したりしていないのかを考える。もっとも、ここで用いているアンケート調査では、購入先やその頻度は質問しているが、購入量やその金額は問い合わせていない。したがって、あくまで消費者の購買対象地域の変化からの推測とならざるをえない。

(1) 大型店選択をめぐる買物行動の変化

第1図はエアリ進出の影響が特に大きいとみられる2市2町のアンケートの中で、対象となった小中学生保護者の大まかな居住地の位置である。名取市での回答総数は2006年が1,363、2007年は1,473であったが、そのうち中学生保護者は633と636であった。同様に、岩沼市での回答総数は695と452であり、小学生保護者は391と305、亶理町では回答総数728と930のうち、小中学生保護者の数は154と315、山元町は226と225のうち、小学生保護者は121と113となっている。小学生保護者が対象になっている場合と中学生保護者が対象になっている場合があるが、これはそれぞれの市町でのアンケート実施状況の違いによる。なお、表記の都合上、複数の小学校卒業生が一つの中学校区を形成している場合には地域単位が細かくなりすぎることを避けるために中学校区の名称で表記している。

さて、A地域はバブル経済期から造成開始された名取市北西部丘陵地に広がる住宅団地に相当し、その居住者の多くは国道286号を利用しての仙台市への通勤・通学者となっている。そのため、仙台市市街地へのアクセスに関しては、自家用車でも、バスでも、整備されているが、他方では名取市市街地あるいは名取市役所へのアクセスは必ずしも良好とはいえない状態にある。つまり、道路は古くからの県道などの拡幅工事が進められているが、公共交通によるアクセスは仙台市内を経由する経路が一般的となる。そのため、大型店へのアクセスは、通勤などで頻繁に利用する286号を利用したモールへのアクセスのほうが、県道などを経由するエアリへのアクセスよりも、距離的にも、心理的にも、優越になる。そのようなアクセス条件の相違が要因となっていると考



第1図 買物行動検討対象地域の位置図

えられるが、第1表によるとエアリ進出以前に買物対象地としてモール選択が57%みられ、エアリ進出後もモールの選択が50%となっていて、エアリの17%を大きく上回っている。したがって、この名取市北西部の丘陵地帯の住宅地ではエアリ進出による大型店をめぐる買物対象地選択の変化は大きくなかった。

B地域は直線距離ではモールよりもエアリのほうが近いものの、エアリのアクセスに際しては道路網の整備は充分ではなく、かつ幹線道路や鉄道線路の横断が必要となる。これに対してモールへのアクセスは国道258号が拡幅整備されていることから良好な状況にある。そして、この沿線にはロードサイドショップが林立している。アンケートによると、2006年のモール選択は42%であったが、2007年には26%にまで低下している。同年のエアリ選択は28%で、比率としてはモールとほぼ均衡している。大型店間の競合関係としてとらえるならば、エアリ進出による影響を受けてモールは買物選択対象地として比率を低下させたが、エアリがその優位な地位を取って替わったとまでは言えない。したがって、B地域ではモールとエアリの影響力は拮抗していると

第1表 ザ・モール仙台長町とイオンモール名取エアリの買物選択

市町	地域名 (アルファベットは図1)	2006年調査		2007年調査			
		ザ・モール仙台長町		ザ・モール仙台長町	イオンモール名取エアリ		
名取市	A みどり台中	105	(57% : 183)	67	(50% : 124)	21	(17% : 124)
	B 名取二中	45	(42% : 108)	23	(26% : 89)	25	(28% : 89)
	C 増田中	26	(39% : 67)	11	(11% : 100)	77	(77% : 100)
	D 閑上中	31	(50% : 62)	5	(9% : 55)	34	(62% : 55)
	E 名取一中	15	(19% : 80)	10	(9% : 106)	61	(58% : 106)
岩沼市	F 岩沼西中	20	(15% : 137)	13	(12% : 109)	55	(50% : 109)
	G 岩沼中・北中	33	(16% : 206)	10	(6% : 162)	68	(42% : 162)
	H 玉浦中	4	(8% : 48)	2	(6% : 34)	24	(71% : 34)
亶理町	I 逢隈中	5	(13% : 38)	3	(4% : 74)	26	(35% : 74)
	J 亶理小・吉田小	9	(15% : 61)	8	(6% : 135)	42	(31% : 135)
	K 高屋・荒浜・長瀨小	5	(9% : 55)	4	(4% : 106)	32	(30% : 106)
山元	L 山下中	6	(7% : 82)	1	(1% : 79)	17	(22% : 79)
	M 坂元中	5	(13% : 39)	1	(4% : 24)	10	(42% : 24)

註) それぞれの数値は買物頻度が「週2回以上」「週1回以上」「月2～3回程度」との回答件数の合計。カッコ内は右が回答者数で左が回答数に対する選択者の数の比率をあらわす。なお、選択者の比率が30%を越す数値には下線を施している。

判断することができる。

C～Mの各地域はいずれもモールよりもエアリの方が近接していて、その多くはモールにアクセスする場合には、エアリ周辺を通過するような位置関係になっている。その結果であると考えられるが、かつてはこれらの地域での買物対象地域としてモールが優位な地位を占めていたが、エアリ進出後にはエアリが優位になっている。例えば、D地域ではエアリ進出前にはモール選択が50%であったが、進出後にはモールが9%に低下する一方、エアリが62%を占めている。また、C地域でも以前39%の選択がみられたモールが、2007年には11%にとどまり、他方ではエアリが同年には77%となっている。つまり、名取市と岩沼市においては、エアリ進出以前にはモールが買物対象地として優位な地位を有していたものの、エアリ進出後にはC・D・E・F・Hではエアリが50%以上を占め、G地域でも42%でよりモールに近接している上記B地域よりも高い比率となっている。そして、この影響と推測されるモール選択の比率は、C・D・E・Gで半減以上の落ち込みをみせている。特にD地域では8割減、C地域では75%減と、極端な低下となっている。F・Hでもポイントは小さいもののモール選択の比率低下が確認される。

亶理町と山元町に相当するI～Mはサンプル数が限られているために詳細な検討を行うには問題が含まれるかもしれない。そのようなことを前提としながらも大まかな傾向として確認すると、L地域を除く他の地域はいずれも2007年にはエアリの選択の割合が3割を越し、優位な地位を形成している。他方、モールの2007年の比率は、2006年と比べて、いずれも数値が小さい中でも半減以上の影響を受けているとみることができる。したがって、I～Mにおいても、その程度は緩

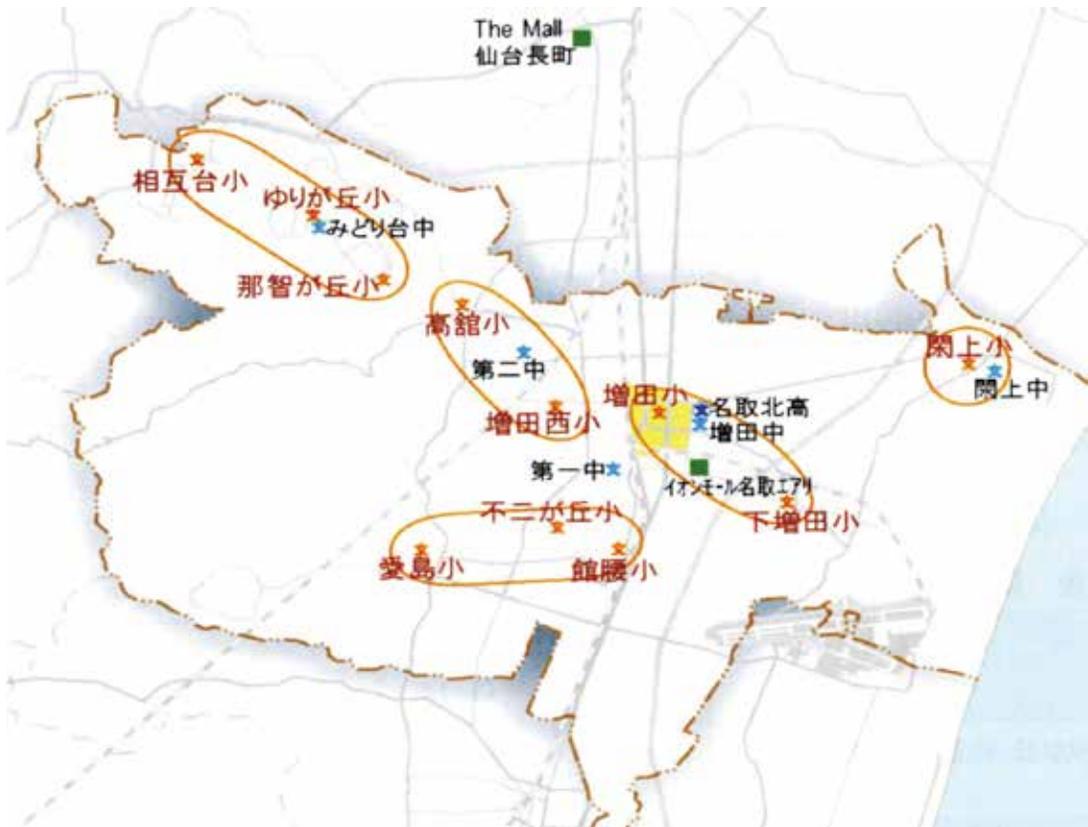
やかではあるものの、エアリ進出によってC～Hと類似の影響があるようにうかがえる。

以上のことから、買物対象地としての大型店選択において、商品取り扱いが類似の店舗であるならば消費者はより近くの大型店を選択する傾向にあるとみることができる。つまり、エアリ進出以前にはA～Mすべての地域でモールがすべての買物対象地域の中で優位な地位を有していた。けれども、エアリ進出後は、エアリの方がより近いC～Mにおいてはモールよりもエアリが買物対象地域としてより高い比率を示し、双方の大型店からほぼ均等な距離にあるB地域ではそれらの比率が拮抗し、A地域ではより近いモールの方が高い比率を示していた。もちろんこれは直線距離や移動距離だけではなく、アクセスの良好性なども加味する必要がある。とは言え、大型ショッピングセンターをめぐる消費者行動としては、最近隣中心地利用仮説があてはまるとみられる。

他方、モールからエアリに買物対象地が移ったとするならば、その消費者の買物行動は以前の購入品（購入量）の移転と理解することができるであろうか。換言するならば、エアリでの消費者の買物行動はかつてのモールでの購入品（購入量）が中心になっているのか、それともそれに加えて他の一般商店などでの購入品（購入量）もエアリが吸収しているのか。第1表によると、エアリ進出前後でのモールの比率低下と、エアリ選択の比率には、必ずしもそういったゼロサム状態のような関係はみられない。例えば、B地域では2006年のモール選択が42%であるのに対して、2007年のモールとエアリの選択比率の合計は54%となっている。また、F地域でも2006年のモール選択の比率が15%であるのに対して、2007年の2つの大型店の選択比率の合計は62%となっている。他の地域においても第1表に記されているように、2006年のモールの比率よりも2007年の2つの大型店の選択比率の合計の方が大きい数値となっている。したがって、この変化からはエアリはモールでの買物だけではなく、他の買物対象地での買物行動をも吸収しているようにみえる。ただ、モールとエアリの2つの大型店を買物対象地域として重複選択する消費者も考えられる。また、2章で明らかになったように、買物行動パターンは買物対象品目ごとに異なるので、次節では各地域の消費者の買物対象品目ごとの買物の行動パターンの変化をより詳細に検討する。

（2）名取市における品目別買物対象地の変化

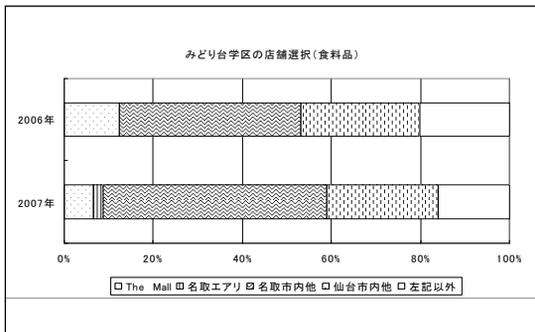
ここでは買物対象品目を細分化して検討するので、煩雑になることを避けるために対象地域を名取市内のA～E地域と岩沼市内で主要交通網へのアクセスが良好である岩沼中・北中学校区（G地域）の、合計6地域とする（第2図）。地域特性としては、既述のようにA地域はエアリ進出後もモールが優位な地位を保ち、B地域ではエアリ進出後には両大型店の勢力が拮抗しているようにみえている。C～EおよびGはエアリ進出後にエアリが優位な地位を築いている。仙南地域全体としてはエアリ進出前後で衣類、バック・靴・アクセサリ、贈答品で買物対象地域の変化が確認されていたが、その他の買物対象品目では消費者の買物行動パターンに大きな変化はみられなかった。ここではこの二つの買物行動パターンの代表的な品目として、食料品と衣類、バック・靴・アクセサリ、贈答品を検討対象として取り上げる。



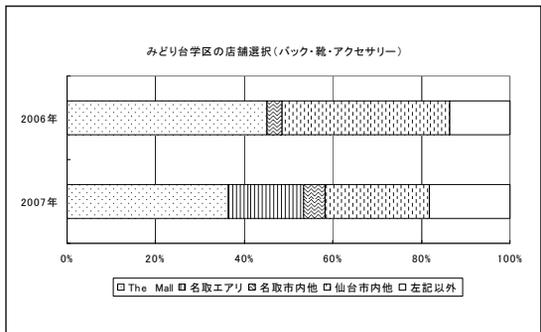
第2図 名取市内検討地域（A～E地域）の詳細位置図

さて、A地域（みどり台中学校区）の消費者の買物行動全般においては既述のように2006年でも2007年でもモールの優位性に変化はなかったが、その状況は買物対象品目によって多少異なっている。食料品に関しては最も優位性を有しているのは名取市内の総合スーパー・食品スーパー・一般商店であって、2006年が39.7%で2007年は50.2%となっている。これに対してモールは食料品購入対象地として2006年に12.1%であったが、2007年には6.5%に低下している。ただし、エアリの比率が2%に過ぎないことから、このモールの比率の低下がエアリ進出によって引き起こされたと理解することは難しい。なお、A地域の消費者にとって食料品買物対象地として名取市内の総合スーパー・食品スーパー・一般商店に次ぐのが仙台市内の総合スーパー・食品スーパー・一般商店等となっている。これには国道286号沿線のロードサイドショップなども含まれるが、エアリ進出前が26%であったのに対して、進出直後には25.1%となっていて、ほぼ横ばいで推移している。したがって、食料品におけるA地域では食料品をめぐる買物対象地の選択パターンには大きな変化はみられない。

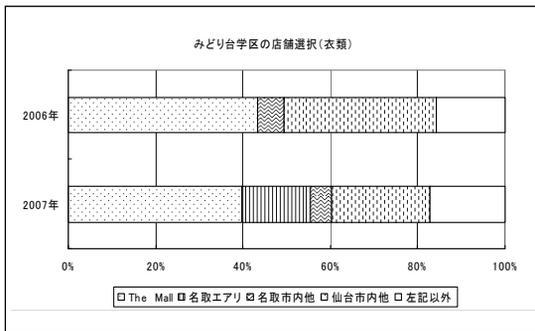
これに対して衣類、バック・靴・アクセサリ等、贈答品の買物対象地として、A地域ではモールの最優位の状態の継続を確認することができる。仙南地域全体ではこれらの買物対象品目



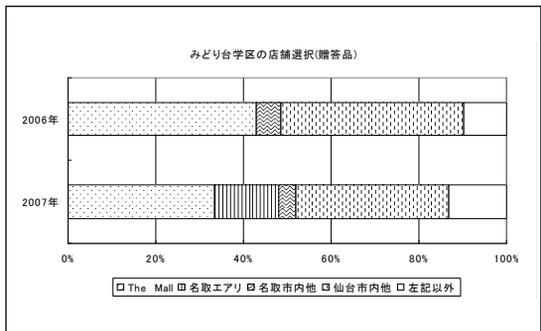
第3-1図 みどり台学区の店舗選択 (食料品)



第3-3図 みどり台学区の店舗選択 (バック・靴・アクセサリー)



第3-2図 みどり台学区の店舗選択 (衣類)

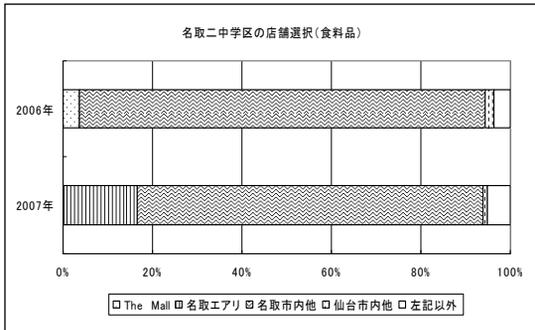


第3-4図 みどり台学区の店舗選択 (贈答品)

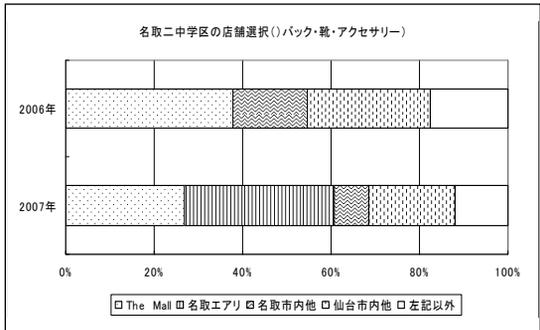
はエアリ進出によって買物対象地の変化が最も著しかったが、A地域でもある程度の変化は確認ができる。すなわち、衣類は2006年にモール43.3%、仙台市内の総合スーパー等35.0%であったが、2007年にはモール39.8%、仙台市内の総合スーパー等22.6%、エアリ15.7%となっている。また、バック・靴・アクセサリー等の買物対象地域もモール45.1%、仙台市内の総合スーパー等38.0%が、翌年の2007年にはモール40.1%、仙台市内の総合スーパー等25.6%、エアリ18.4%となっている。贈答品は2006年にはモール43.0%、仙台市内の総合スーパー等41.5%だったが、翌年にはモール33.5%、仙台市内の総合スーパー等34.9%、エアリ14.5%となっている。いずれもA地域での買物対象地域の選択順位には大きな入れ替わりはない。ただ、2006年のモールと仙台市内の総合スーパー等の比率の変化と2007年のエアリの買物対象地としての選択比率は対応しているように読み取ることもできる。以上のことから、A地域では衣類、バック・靴・アクセサリー等、贈答品をめぐる買物行動の基本的なパターンそれ自体に大きな変化はみられないものの、モールと仙台市内の総合スーパー等からエアリへの買物対象地のある程度の変更を推測することはできる。

B地域(名取二中学校区)はモールとエアリに対して、アクセス時間はほぼ同等であり、エアリ進出前にはモールが優位な地位を占めていたが、2007年には買物選択地として両大型店の集客力は拮抗状態にある。ただ、この変化は買物対象品目ごとに違いが確認される。食料品ではA地域と同様にエアリ進出前後で買物行動パターンは基本的に変化がみられない。具体的には、B

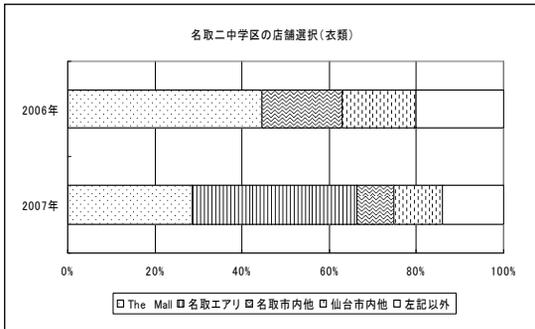
大型ショッピングセンターをめぐる消費者行動の検討



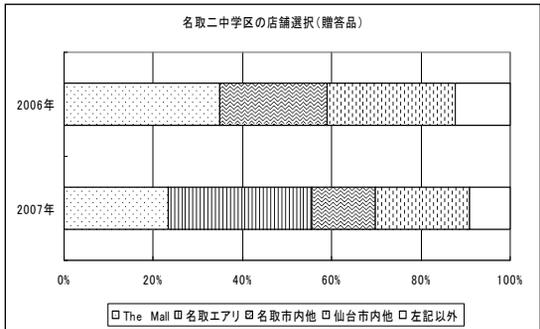
第4-1図 名取二中学区の店舗選択(食料品)



第4-3図 名取二中学区の店舗選択(バック・靴・アクセサリ)



第4-2図 名取二中学区の店舗選択(衣類)



第4-4図 名取二中学区の店舗選択(贈答品)

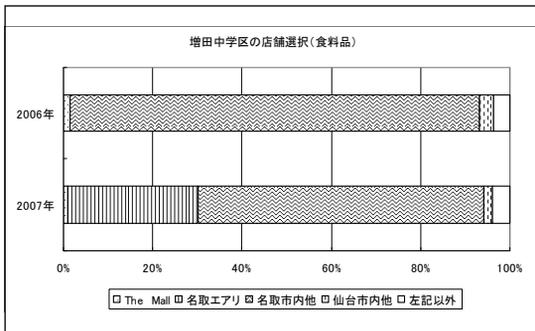
地域においてもこの買物対象地としては名取市内の総合スーパー・食品スーパー・一般商店が、2006年90.8%、2007年77.4%と最も高い比率を占めている。モールはもともと比率が低く3.6%だったが翌年2007年に0%となっていて、エアリは2007年に16.7%を示している。ここでは2006年から2007年にかけて、A地域以上にエアリの影響は大きいとみられるが、食料品をめぐる基本的な買物行動パターンとしては変大きな化はみられない。

他方、B地域での衣類、バック・靴・アクセサリ等、贈答品に対する買物行動パターンではエアリの影響が食料品よりもより強く出ている。つまり、2006年にはこれらの品目の買物対象地としてモールがもっとも優位な地位を有していたが、2007年にはいずれもエアリにとってかわられている。すなわち、衣類の主要買物対象地は2006年ではモール44.4%、名取市内の総合スーパー・食品スーパー・一般商店18.5%、仙台市内の総合スーパー・食品スーパー・一般商店など16.9%であったが、2007年にはエアリ37.6%、モール28.7%、仙台市内の総合スーパー等11.1%、名取市内の総合スーパー等8.5%となっている。エアリ進出後はそれ以外の買物対象地はすべて比率を低下させているが、特にモールは15.7ポイントで顕著な低下がみられ、名取市内の総合スーパー等も約10ポイント、仙台市内の総合スーパー等でも約6ポイントの低下がみられる。バック・靴・アクセサリ等でも2006年はモール37.7%、仙台市内の総合スーパー等27.7%、名取市内の総合スーパー等17.0%であったが、2007年にはエアリ33.8%、モール26.9%、仙台市内の総合スー

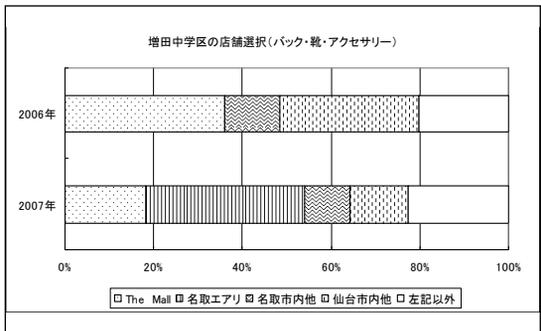
パー等19.4%，名取市内の総合スーパー等8.0%と変化している。また、贈答品でも2006年はモール34.9%，仙台市内の総合スーパー等28.7%，名取市内の総合スーパー等24.0%であったが、2007年にはエアリ32.3%，モール23.2%，仙台市内の総合スーパー等21.3%，名取市内の総合スーパー等14.2%となっている。バック等でも、贈答品でも、衣類の場合と同様にエアリ進出後には他のすべての買物対象地で選択比率が低下している。つまりここでは、衣類、バック・靴・アクセサリ等、贈答品の買物対象地選択に対してエアリ進出の影響はA地域よりも大きく、消費者の基本的な買物行動パターンに大きな変化をもたらしたと理解することができる。

C～E地域の消費者の買物行動パターンに関しては、基本的にはB地域と類似の変化がみられる。C地域（増田中学校区）はエアリの周辺地域であり、最もエアリ進出の影響を予想することができるが、食料品に関しては2006年も2007年も、名取市内の総合スーパー・食品スーパー・一般商店が買物対象地として最も高い比率となっている。2007年にはエアリが約30%の割合を占めるものの、それでも名取市内の総合スーパー等半分以下の割合にとどまる。他方、衣類、バック・靴・アクセサリ等、贈答品の買物対象地選択に関してはB地域と同様にエアリ進出以降には、エアリが買物対象地として最も高い割合を占めていて、買物行動パターンの変化を確認することができる。

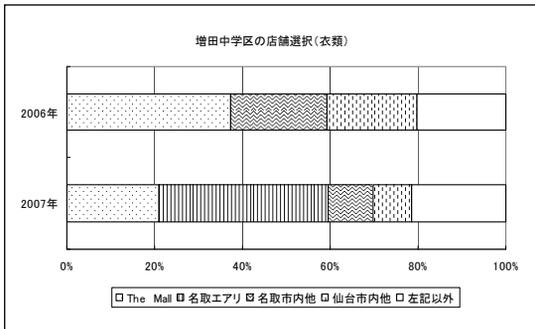
D地域（関上中学校区）とE地域（名取一中学校区）は幹線道を使うならばモールにアクセス



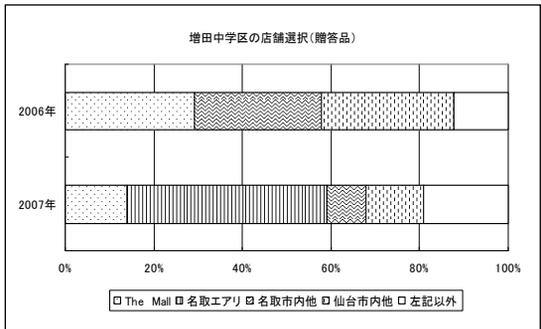
第5-1図 増田中学校区の店舗選択 (食料品)



第5-3図 増田中学校区の店舗選択 (バック・靴・アクセサリ)

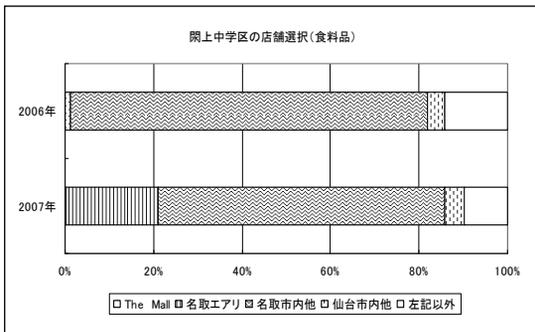


第5-2図 増田中学校区の店舗選択 (衣類)

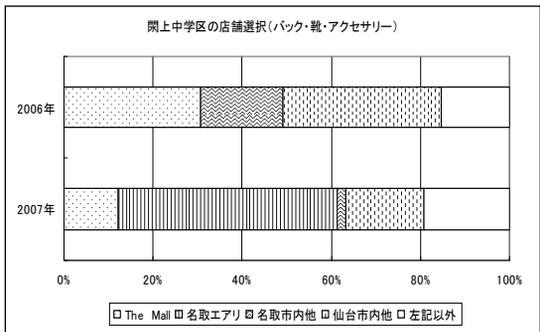


第5-4図 増田中学校区の店舗選択 (贈答品)

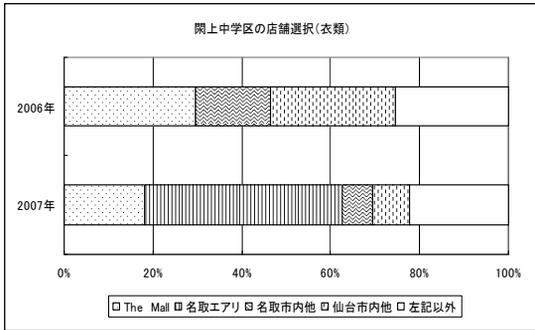
大型ショッピングセンターをめぐる消費者行動の検討



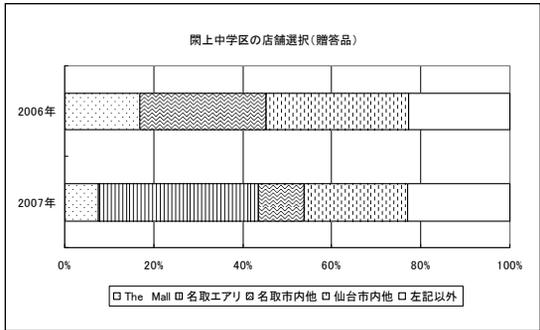
第6-1図 閑上中学区の店舗選択（食料品）



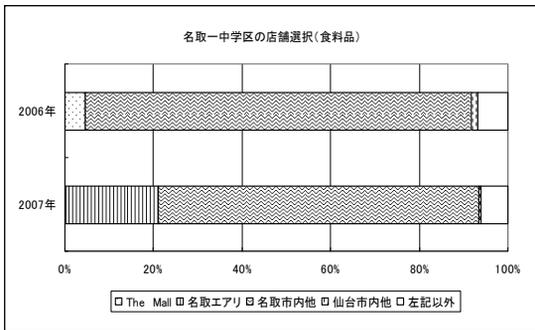
第6-3図 閑上中学区の店舗選択（バック・靴・アクセサリ）



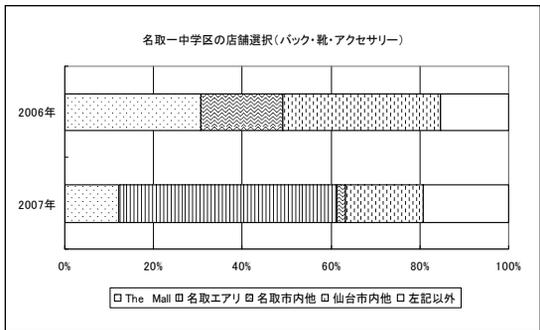
第6-2図 閑上げ中学区の店舗選択（衣類）



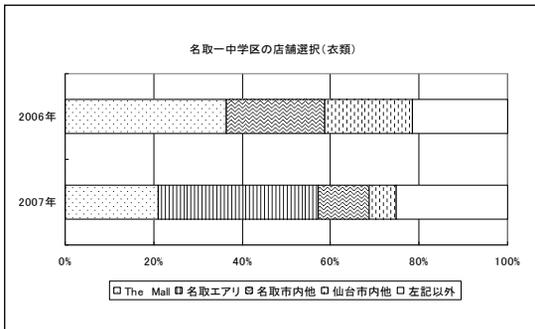
第6-4図 閑上中学区の店舗選択（贈答品）



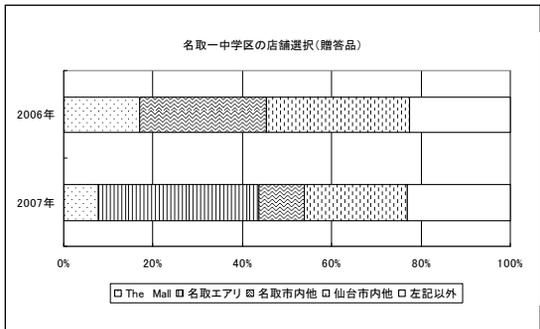
第7-1図 名取一中学区の店舗選択（食料品）



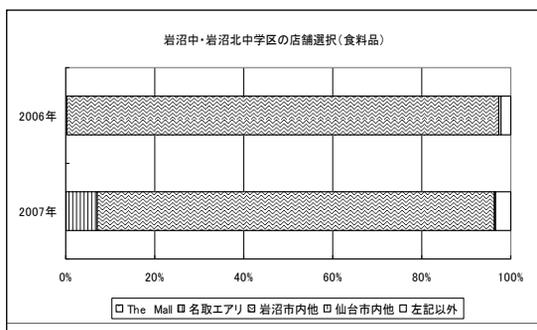
第7-3図 名取一中学区の店舗選択（バック・靴・アクセサリ）



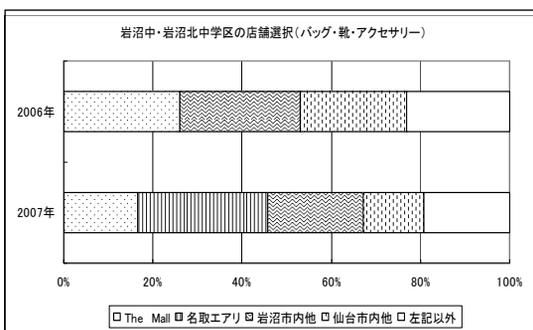
第7-2図 名取一中学区の店舗選択（衣類）



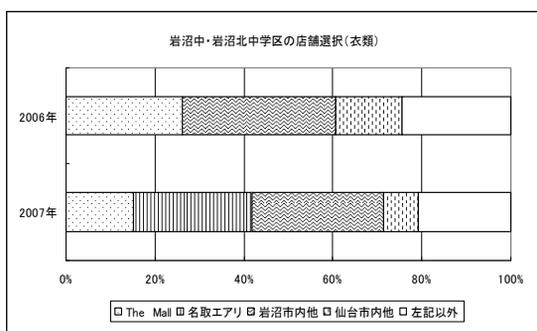
第7-4図 名取一中学区の店舗選択（贈答品）



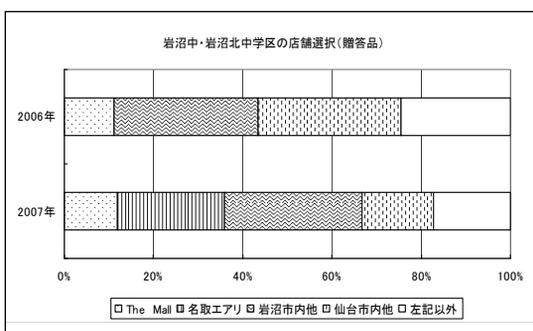
第8-1図 岩沼中・北中学区の店舗選択(食料品)



第8-3図 岩沼中・北中の店舗選択(バッグ・靴・アクセサリ)



第8-2図 岩沼中・北中の店舗選択(衣類)



第8-4図 岩沼中・北中の店舗選択(贈答品)

するにはエアリの近隣を経由することになる。そのため、買物行動パターンの変化はそれぞれの買物対象品目に関してB地域とC地域でみられた変化と同様の変化が確認される。G(岩沼中・岩沼北中学校区)も、これまで検討してきた地域よりは距離があるものの、幹線道を使うならばモールへのアクセスにはエアリ近隣の経路が条件となる。そして、エアリ進出前後では、B~E地域よりも緩やかではあるが買物行動パターンに関する類似の変化を確認することができる。

以上のことから、2007年のエアリ進出に伴うA~G地域の消費者の品目別買物対象地の変化を整理する。特にその変化が大型店間での消費者の買物行動をめぐるゼロサムゲームの状態になっているのか、それとも進出後のエアリは大型店以外の買物対象地域からも買物客を吸収しているのかといった、消費者の買物行動に及ぼした影響に注目して整理する。仙南地域全体では、食料品はエアリ進出に伴う買物行動の変化としては大きな変化は見られなかった。これと同様に、検討したA~G地域においても、エアリ進出後も近隣の総合スーパー・食品スーパー・一般商店が買物対象地域として優位な地位占めていて、エアリ進出後のある程度のエアリ選択は確認できるものの、基本的な買物行動パターンには変化はない。これに対して、衣類、バッグ・靴・アクセサリ類、贈答品ではエアリ進出に伴って消費者の買物行動パターンに大きな変化が見られ、買物対象地としてのエアリ選択比率は、モールだけではなく多くの買物対象地域の比率低下をも引き起こしている。したがって、食料品においては大型店間でのゼロサム状態を推測することが

できるとしても、それは買物対象地として優位な地位を占めている近隣の総合スーパー・食品スーパー・一般商店の存在を前提とした競合関係である。他方、衣類、バック・靴・アクセサリ類、贈答品では大型店間の競合を超えて、エアリによる様々な買物対象地からの買い物客の吸収状況を知ることができた。

4 大型ショッピングセンターをめぐる消費者行動と商業・まちづくり

これまでの検討から、大型店をめぐる消費者の買物行動に関しては大型店間で最近隣中心地利用仮説があてはまると判断することができた。そのうえで、大型店間の競合関係がゼロサム状態にあるのかとすることに関しては、買物対象品目ごとによる相違がみられた。食料品に関しては、近隣の総合スーパー等が最大の買物対象地となっていて、このことはエアリ進出前後で、いずれに地域においてもかわりがない。ただ、このことを前提としたうえで、大型店間の関係をみると、競合状態を確認することができるし、それは一定程度のゼロサム状態のようにみえる。したがって、食料品をめぐる消費者の買物行動パターンとしては近隣の総合スーパー・食品スーパー・一般商店+大型店と言う買物対象地選択の構図を描くことができ、この後者の大型店の中でモールとエアリの競合関係をとらえることができる。他方、衣類やバック・靴・アクセサリ類、さらには贈答品では、新たに進出した大型店は競合関係にあるとみられる大型店のみならず、多くの買物対象地から買物客を引き付けていた。つまり、食料品においては大型店間でのある程度のゼロサム状態の競合関係を想定することもできて、他の買物対象品目においてはそのような関係をみいだすことは難しい。もっとも、ここでの検討は特に買物行動パターンに限定した検討であって、購買量や購買金額を直接取り上げているわけではない。そのため、これらの変化については購買内容や購入額などを含めたさらに詳細な調査が求められることになる。

さて、以上のことから、消費者の買物行動パターンを踏まえた商業、あるいは今後のまちづくりの方向性を考えてみよう。大型店間で最近隣中心地利用仮説があてはまると言う場合、その仮説の前提となる中心地の同質性が成立していると考えることができる。つまり、少なくとも消費者にとっては買物対象地域としてモールとエアリでは類似性・同質性がみられる。このことは一般的な郊外大型店間でも確認されていて¹⁰⁾、いずれの店舗構成や取扱商品も食料品販売を核としながらも多様な商品販売やサービス提供の機能を集積させている。いずれの点でも類似性・同質性が認められる。そして、このような店舗構成の中に多様な機能を取り込むことによって、ワンストップショッピングによって消費者の利便性を高め、より広範囲の多様な消費者を集客対象としていた。

ここで検討したエアリとモールのように中心地として類似性・同質性が保持され、すでにその補完地域=集客範囲が分割された状態にあるならば、今後はそれぞれの補完地域=集客範囲が現

10) 千葉昭彦「仙台市における大規模小売店舗の立地とその地域的諸特性」東北学院大学東北産業経済研究所紀要 第15号 1996年 85-98ページ および、千葉昭彦「仙台都市圏における商店街とまちづくりの地域的特性」東北産業経済研究所紀要 第16号 1997年 73-91ページ

在以上に拡大することは考えにくい。むしろ、今後それぞれの地域社会において人口減少や高齢化が進むことによって、消費量の減少や購買力の低下が想定されるので、それぞれの補完地域での購買活動は縮小・低下する可能性が小さくない。その結果、たとえ新たな店舗等の進出がなかったとしても、いくつかの中心地の消滅、この場合には大型店の撤退等がもたらされる可能性がある。そのため、存続する大型店は撤退した店舗の補完地域の全部、もしくは一部から消費者を引き付け、存続する可能性がある。とは言え、その場合にはその大型店舗へのアクセスの条件によっては買物が困難となる消費者が発生する可能性もある。すなわち、「買物難民」の発生である。

多くの場合には、「買物難民」としてイメージされるのは日々の食料品の購入困難であるが、ここで検討したような郊外大型店をめぐる問題としては食料品よりも衣類やバック・靴・アクセサリ類、贈答品をめぐる買物行動においてこの問題がより顕著になるとみられる。「買物難民」の発生それ自体は、大型店の撤退以外にも他の商業施設の存廃による影響もあるので、大型店の検討だけでこの問題を論ずることは適切ではない。ただ、大型店は衣類やバック・靴・アクセサリ類、贈答品の買物対象地として最大であるのでその撤退等の影響は大きいし、大型店が進出した際に衣類やバック・靴・アクセサリ類、贈答品を取り扱う他の商業施設の消滅を引き起こしていたならば、当該大型店の撤退が「買物難民」の問題に直結する可能性がある¹¹⁾。したがって、特定の大型店がこれらの買物対象地として主要な位置づけにある地域では、将来の問題に対する対応を検討する必要があるだろう。そのためには、中心地とその補完地域の安定的な関係の存続が求められる。具体的には大型店の周辺地域での人口減少や購買力低下を回避するための対応などが考えられるが、その実現は今後の人口動向などから困難である。むしろ、経済力が低下した周辺地域の消費者を大型店に運ぶための交通条件の整備や大型店からの配送条件の整備などが現実的かもしれない。これは、コンパクトシティ計画（政策）の中で指摘されている方向性の一つであろう¹²⁾。

なお、食料品購入をめぐってもある程度は同様の問題が発生する可能性も指摘される。ただ、食料品をめぐる買物行動の中で大型店は必ずしも最大の買物対象地とはなっていなかった。食料品購入も含めた「買物難民」の発生や商業施設をめぐるまちづくりにかかわる問題は多岐にわたり、本研究で取り上げる範囲を越えることになる。けれども、この問題を検討するにあたっては、本研究で取り上げたような居住地別や買物対象品目別での買物行動パターンを踏まえた検討は不可欠であろう。

5 むすびにかえて

本研究では宮城県仙南地域で実施したアンケート調査の検討を通じて二つの課題を検討した。すなわち、その一つは既存大型店が立地する中で新たに大型店が進出した場合に消費者は最も近

11) もっとも、衣類、バック・靴・アクセサリ類、贈答品などはインターネットを利用した購入の可能性が、生鮮食料品などよりも大きいので、この問題が必ずしも顕在化するとは限らない。この点の検討は今後の課題とする。

12) 例えば、海道清信 『コンパクトシティの計画とデザイン』（学芸出版 2007）など。

い大型店を買物対象地として選択するのかと言うことである。そして、もう一つの課題は消費者の買物行動パターンは、既存大型店から新たに進出した大型店に変更されるだけなのか、それとも新たな大型店へは他の商業集積等からの買物先の移転も伴うのかと言うことであった。そして、前者の課題に関しては、消費者はより近い大型店を選択する傾向がみられ、いわゆる中心地理論で言及される最近隣中心地利用仮説があてはまることが確認された。後者に関しては買物対象品目によって異なる動向が確認された。つまり、食料品においては大型店間での買物先の移転を確認することができた。とは言え、食料品は近隣の総合スーパー・食品スーパー・一般商店が最大の買物対象地となっている。そのため、新たな大型店進出による影響がある程度あったとしても、消費者の買物行動パターンには基本的には大きな変化はみられなかった。それに対して、衣類やバック・靴・アクセサリ類、贈答品に関しては、新たに進出した大型店は既存大型店だけではなく、様々な商業集積等からも買物客を引き付けていた。

新たな大型店進出によるこれらの買物行動パターンの変化は、今後の商業集積のありかたやまちづくりにいくつかの示唆を与えることになる。それぞれの商業集積の成立・存続はその集客地域（補完地域）の状況如何によって規定される。したがって、それぞれの地域社会の動向によって大型店の存続・撤退等が左右されるので、まちづくりや生活環境の整備などとしては、「買物難民」を発生させないためにもそれへの対応がせまられることになる。ただ、アンケート結果からも明らかなように、多くの消費者にとっては食料品に関しては近隣の総合スーパー・食品スーパー・一般商店が最大の買物対象地となっている。したがって、大型店撤退等を念頭に置いた「買物難民」対策は食料品を前提としない対応が求められるであろう。逆に、食料品をめぐる「買物難民」を発生させないためには、それぞれの地域での総合スーパー・食品スーパー・一般商店の存続のための対応が求められることになる。

個々の経営判断は、大型店であれ、個人商店であれ、それぞれに委ねられるが、その影響は周辺地域にも及ぶことになる。それぞれの地域社会での住民生活を継続させるためには、商業集積の整備やまちづくりが求められている。その一つがコンパクトシティ計画（政策）と言われているものであるが、そこではここで指摘したような消費者の買物行動パターンなどにも配慮する必要があるだろう。

2005年と比較した2010年の日本の世代間不均衡[†]

佐藤 康 仁[‡]

目 次

1. はじめに
 - 1.1 本研究の目的と背景
 - 1.2 先行研究の整理
 - 1.3 本稿の構成
2. 世代会計の基本的な考え方と推計の仮定（前提）、データ
 - 2.1 世代会計の基本的な考え方
 - 2.2 具体的な推計の仮定（前提）
 - 2.3 推計の具体的な方法とデータ（資料）
 - 2.4 先行研究との比較
3. 世代会計の推計結果：2005年と2010年の世代会計の比較
 - 3.1 2005年と2010年の世代会計の比較
 - 3.2 世代間不均衡増大の要因
 - 3.2.1 推計の基準年時点における政府債務残高
 - 3.2.2 推計の基準となる年の政府の収入と支出（財政構造）
 - 3.2.3 将来の人口動態に関する仮定（将来推計）
 - 3.2.4 各負担・受益項目の世代間配分に用いる配分基準
4. おわりに
 - 4.1 本研究のまとめ
 - 4.2 留意点

[†] 本稿は日本財政学会第69回大会（2012年10月28日、淡路夢舞台国際会議場）における報告論文「2005年と比較した2010年の日本の世代間不均衡—2010年基準世代会計の基本推計結果—」を大幅に加筆・修正したものである。報告にあたり予定討論者の吉田浩先生（東北大学）をはじめフロアの先生方から貴重なコメントを頂戴することができた。ここに記して感謝の意を表する。なお、言うまでもないが、本稿中におけるあらゆる誤謬は筆者のみの責任である。

[‡] 連絡先：〒980-8511 仙台市青葉区土樋1-3-1 東北学院大学経済学部
Tel/Fax：022-721-3285（dial-in）
E-mail：yasuhito@tscc.tohoku-gakuin.ac.jp

1. はじめに

1.1 本研究の目的と背景

本研究の目的は、2010年を基準年とする世代会計の推計を行い、その推計結果を2005年の世代会計と比較することによって、この間における日本の世代間不均衡の動向とその原因について考察することである。

世代会計はAuerbach, Gokhale and Kotlikoff (1991) によって提唱されて以降、世代間の負担と受益の不均衡を定量的に評価することができる有用なツールとして一定の評価を得ている。たとえば、オランダ、ノルウェーなどいくつかの国では財政運営のための材料とすべく政府が世代会計の推計が行われており、またイギリス、アメリカでも一時的にはあるが政府（機関）が世代会計の推計を行ったことがあるという（Anderson and Sheppard：2009, p.28:Table 6）。

日本でもこれまで経済企画庁（1995）をはじめとして内閣府（2001, 2003, 2005）などで推計が行われている。また、最近では2011年に内閣府の「経済社会構造に関する有識者会議」において、世代間公平の観点を中心にまとめられた財政・社会保障の持続可能性に関する「制度・規範ワーキング・グループ」の中間報告で「世代会計による可視化を活用しつつ、世代間公平に関する国民的な合意が形成されることが望ましい」（p.3）として世代会計の重要性が指摘され、同中間報告において「世代会計を用いた世代間格差の状況についての試算、主要な政策が現在世代と将来世代に属する各世代の受益と負担に及ぼす影響についての試算を、政府が毎年度定期的に示すことが望ましい」（p.3）との方向性が示されたことを受けて「制度・規範ワーキング・グループ」の下に「世代会計専門チーム」が設置され、世代会計の手法面について専門的見地から検討が行われた¹⁾。

このように世代会計は世代間の負担と受益の不均衡を定量的に評価することができる有用なツールとして一定の評価を得ていると考えられるが、これまで行われた世代会計に関する先行研究のほとんどは、ある一時点における世代間不均衡の大きさを定量的に評価したものであり、世代間不均衡について異時点間での比較を行った研究はこれまでほとんどないと思われる²⁾。

本研究では、Kotlikoffらによる標準的な手法にもとづく世代会計を用いて、最初に2010年を基準年とする世代会計の推計を行い、2010年時点の日本の世代間不均衡の大きさを明らかにするとともに、この推計結果を2005年を基準年とする世代会計の推計結果と比較することを通じて、日本の世代間不均衡が2005年と比べて大きく増大していることを明らかとする。そして世代間不均衡の増大をもたらした要因について考察を行う。

1) 筆者自身も世代会計専門チームのメンバーの一人として参加している。世代会計専門チームの会合は2011年12月以降、7回にわたり開催された。

2) ほとんど唯一ともいえる例外が宮里（2010）である。宮里（2010）は世代会計の手法を用いて1990年代の世代間再分配政策について時系列的に分析を行っている。

1.2 先行研究の整理

日本における世代会計に関する代表的な先行研究としては吉田(1995, 2006), 麻生・吉田(1996), 日高ほか(1996), 宮里(1998), 鈴木(1999), Takayama, Kitamura and Yoshida(1999), 内閣府(2001), 佐藤(2008, 2013), 増島・島澤・村上(2009), 増島・田中(2010)などがあげられる。

日本の世代会計研究における先駆的研究が吉田(1995), 麻生・吉田(1996)である。吉田(1995), 麻生・吉田(1996)は個人単位ではなく世帯単位の推計となっており, また個人の受益に政府消費, 政府投資を含んでいるなど, Kotlikoffらによる世代会計の手法とは異なる推計方法ではあるが, 日本における世代会計研究の先駆的研究であり, その後の『経済白書』(経済企画庁, 1995)における世代会計の基礎となったものである。吉田(1995), 麻生・吉田(1996)は現行制度が今後も維持されたとすると将来世代は最後の現在世代(推計基準年における20歳代世代)に比べて一世帯あたり2,000万円を越える追加負担を負う(現在世代と将来世代との間の世代間不均衡は54.2%)ということを示した。

また宮里(1998)は麻生・吉田(1996)と同様に世帯単位の世代会計を用いた研究であるが, 将来世代の生涯負担を10年ごとに経済に参加する世代を区別して推計を行った研究である。加えて, 宮里(1998)では遺産動機も考慮に入れることで基準ケースでは将来世代の追加負担の59%以上が遺産によって相殺されるという推計結果を得ている。

これに対してTakayama, Kitamura and Yoshida(1999)はKotlikoffらによる国際比較研究プロジェクト(Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz: 1999)の一環として行われた研究であり, 国際比較可能な形で行われた推計であるという点に特徴がある。推計の基準年は1995年であり, 教育関連の支出について, 政府消費として取り扱うケース(ケースA)と移転支出として取り扱うケース(ケースB)の2通りで推計がされている。日本の世代間不均衡は教育関連支出を政府消費として取り扱ったケースで169.3%, 教育関連支出を移転支出として取り扱ったケースで337.8%と非常に大きく, 日本は17カ国中, 最大の世代間不均衡を抱えた国であるということが明らかとされた。また, このTakayama, Kitamura and Yoshida(1999)の研究を踏襲し, 基準年を2000年としてあらためて推計を行った吉田(2006)では, 世代間不均衡は教育関連支出を政府消費として取り扱ったケースで591.7%, 教育関連支出を移転支出として取り扱ったケースで1709.1%と, 1995年推計の値と比較すると金額ベースにおいても世代間不均衡比率においても, ともに大きく増大し, この間に世代間不均衡がより拡大したことが明らかとされている。

近年における注目すべき研究のひとつとしては増島・島澤・村上(2009), 増島・田中(2010)がある。増島・島澤・村上(2009), 増島・田中(2010)は将来の経済成長率や金利水準の推移について明示的な想定を置いて世代会計の推計を行った研究である。また, 増島・島澤・村上(2009), 増島・田中(2010)らの世代会計は, これまで内閣府が行ってきた世代会計(内閣府: 2001, 2003, 2005)と同様に推計基準年よりも以前の(過去分の)負担と受益についても含めていることに加え, 各世代の生涯所得も推計することを通じて生涯純負担率を推計し, 評価してい

る点に特徴をもつ。増島・島澤・村上（2009）、増島・田中（2010）らの研究によれば、現在世代（ゼロ歳世代）と将来世代の間に生涯所得の3割強程度の不均衡が生じていることが明らかとされている。

以上の先行研究は推計にあたっての仮定や基準年、使用したデータなどが異なっているが、いずれもある一時点における世代間不均衡の大きさを取り扱ったものであるという点では共通している。

これに対して、宮里（2010）は世代会計の手法を用いて1990年代の世代間再分配政策について時系列的に分析を行ったという点に特徴をもつ研究である。宮里（2010）は1990年から98年の毎年の各世代別の負担額、受益額を推計し、その推移をみることによって、この間の世代間再分配政策について分析を行っている。そして90年代の政策は現在世代の負担を軽くする一方で、一貫して将来世代に負担を先送りする政策であったということが明らかとされている。

1.3 本稿の構成

本稿の構成は以下の通りである。次の2節では世代会計の基本的な考え方と本研究における推計の仮定（前提）、使用するデータについて簡単に述べる。そして、3節では本研究における2005年と2010年を基準年とする世代会計の推計結果を示すとともに、2005年から2010年における世代間不均衡の増大をもたらした要因について検討する。4節はむすびである。

2. 世代会計の基本的な考え方と推計の仮定（前提）、データ

2.1 世代会計の基本的な考え方

本研究で用いる世代会計の手法は基本的にはTakayama, Kitamura and Yoshida（1999）、吉田（2006）と同様の手法となっている³⁾。Takayama, Kitamura and Yoshida（1999）はKotlikoffらによる国際比較研究プロジェクト（Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz：1999）の一環として行われた研究であり、国際比較可能な形で行われた推計となっているというところに特徴がある。

世代会計では個人が政府に対して支払うものをすべて個人にとっての負担として考え、逆に個人が政府から受け取るものをすべて個人にとっての受益（便益）と考え、その一生涯にわたる負担と受益と差（純負担あるいは純受益）の割引現在価値を計算する。そして、政府の異時点間の予算制約式にもとづいて、現在世代は現行の財政・社会保障制度のもとで予想される純負担額以上の負担をしないものとし、その結果生じる潜在的債務はすべて将来世代が「追加負担」という形で負うと仮定することで将来世代が直面する生涯純負担額を計算する。このとき、現在世代（ゼロ歳世代）と将来世代との間の生涯純負担の差が世代間不均衡、いわゆる世代間格差となる。

ここで世代会計の基本式をまとめると次の通りである。

3) 本研究における世代会計の手法は吉田（2006）に大きく依拠している。また、本研究の世代会計は基本的には佐藤（2013）と同じものである。

$$\sum_{k=t-D}^t N(k) + \sum_{k=t+1}^{\infty} N(k) + W_t = \sum_{s=t}^{\infty} G_t P(s) \left(\frac{1+g}{1+r} \right)^{s-t} \quad (1)$$

$$N(k) \sum_{s=\max(t,k)}^{\infty} T(s,k) P(s,k) \left(\frac{1+g}{1+r} \right)^{s-t} \quad (2)$$

$$T(s,k) = \sum_i^m h_i(s,k) \quad (3)$$

(1)式は政府の異時点間の予算制約式であり、現存する世代（現在世代）およびこれから生まれる世代（将来世代）によって行われる純負担の合計（の割引現在価値）に推計基準年 t 年における政府の純資産額を加えたものが、推計基準年以降の政府の消費支出の合計（の割引現在価値）をファイナンスするのに十分でなければならないということを示したものである。(2)式は k 年に生まれた世代の世代会計であり、(3)式は k 年に生まれた世代の s 年時点における1人あたりの純負担の定義式である。

ここで、記号の意味は次の通りである。

$N(k)$: k 年に生まれた世代の世代会計, W_t : 推計基準年 t 年における政府の純資産額 (= 資産額 - 負債額), G_t : 推計基準年 t 年における1人あたりの政府消費支出額, $P(s)$: s 年の人口数である。また, g : 経済成長率, r : 割引率 (利子率), D : 生存可能最大年齢 (寿命), $T(s, k)$: k 年に生まれた世代の s 年時点における1人あたりの純負担, $P(s, k)$: k 年に生まれた世代の s 年時点における人口数, $h_i(s, k)$: 第 i 番目の負担・受益項目に関する k 年に生まれた世代の s 年時点 (すなわち, $s-k$ 歳時点) における1人あたりの租税等負担 ($h > 0$) あるいは政府からの移転による1人あたりの受益 ($h < 0$)

2.2 具体的な推計の仮定 (前提)

本研究における具体的な推計の仮定, すなわち各世代の世代区分や負担, 受益としてカウントする項目, 人口動態, 年金改革の影響等に関する仮定 (前提) は次の通りである。

(世代区分)

世代区分は0歳から90歳まで5歳区切りとし, 各世代は94歳まで生存し, 95歳で死亡するものとした。

(負担, 受益項目)

各世代個人の負担項目 (政府の受取) としては「生産・輸入品に課される税」(固定資産税, その他の税 (消費税)), 「所得・富等に課される経常税」(労働所得分, 資本所得分), 「社会負担」(年金, 医療, その他), 「資本移転」(資本税 (相続・贈与税), その他の資本移転) を, 受益項目 (政

府の支払い)としては「現物社会移転以外の社会給付」(年金, 医療, その他), 「その他の経常移転」, 「現物社会移転」(医療, その他(教育など))をカウントすることとし, その他の項目については政府消費とみなした。すなわち, 本研究における世代会計は政府の支出のうち, 政府消費や政府投資については各世代個人の受益に算入しない, いわゆる世代会計の標準的手法にもとづくものとなっている⁴⁾。

なお, Takayama, Kitamura and Yoshida (1999), 吉田 (2006) では「現物社会移転」のうち教育費支出について, 政府の消費とみなし若年世代の受益として算入しないケースと政府の移転とみなし若年世代の受益として算入するケースの2通りが推計されているが, 本研究では政府の消費とみなし若年世代の受益として算入しないケースについてのみ推計を行っている⁵⁾。

(人口)

将来の人口推計については『日本の将来推計人口(平成24年1月推計)』(国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)推計を用いた。ただし, この将来推計人口は2110年までしか利用できないので, それ以降は定常状態になるものと仮定している⁶⁾。

(政府の純資産)

推計の基準年末時点における政府の純資産については一般政府の制度部門別勘定(ストック)を用いて「金融資産-負債」から求めた⁷⁾。

(年金改革の影響)

本研究における世代会計の作成にあたっては, 平成6年および平成12年年金改正による支給開始年齢の引き上げに伴う年金給付受取の減少, 平成16年年金改正による保険料水準の引き上げに

4) 政府消費や政府投資について各世代個人の受益に算入すべき, という指摘がないわけではない。たとえば『経済財政白書』による世代会計では政府消費, 政府投資を受益として算入している。しかしながら, 政府消費や政府投資による便益を「適切に世代間で配分する方法がない」(Auerbach, Gokhale and Kotlikoff, 1994)ということに加え, たとえばその金額を100%そのまま便益として考えてよいのか等の問題があるため本研究では個人の受益として算入しない。この点に関して, より詳しくは吉田(2008), および内閣府「世代会計専門チーム」第2回会合(2012年1月20日)における議論を参照されたい。

5) 佐藤(2013)では「現物社会移転」のうち教育費支出について, 政府の消費とみなし若年世代の受益として算入しないケースに加え, 政府の移転とみなし若年世代の受益として算入するケースについても世代会計の推計を行っている。

6) 2005年を基準年とする世代会計の推計においては『日本の将来推計人口(平成18年12月推計)』(国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)推計を用い, 2105年以降については定常状態になるものと仮定する。

7) 政府の資産として非金融資産も含めた場合には純資産(正味資産)はプラス(黒字)となるが, 麻生・吉田(1996)等でも指摘されているように, 公共の建設物や土地等を売却して支払いを行うことは, これらの(実物)資産から享受している受益水準が低下することになる。また, そもそも支払いの手段とすることは現実的ではない。そこで本研究でも先行研究に従い, これら非金融資産を含めずに金融資産のみを用いて純資産を計算する。

伴う年金負担増とマクロ経済スライドの導入に伴う年金給付受取の減少について、その影響を反映させている。具体的には、これらの改正に伴う支給額の減額率や保険料負担額の増加率を計算し、個々の世代の生涯純負担額を算出する際にその減額率や増加率を乗じるという形で反映させている。

(社会保障と税の一体改革に伴う消費税の引き上げの影響)

2012年8月10日、政府の社会保障と税の一体改革の一環として、消費税の引き上げに関する法案が成立し、現在5%の消費税は2014年4月1日から8%に、その後、2015年10月1日から10%に引き上げられることになっているが、本研究における世代会計の推計にあたっては、この消費税率引き上げの影響については考慮していない。

(経済成長率、割引率（利子率）に関する仮定)

本研究では経済成長率1.5%、割引率（利子率）5.0%を仮定している。

世代会計の推計結果は経済成長率、割引率（利子率）の仮定によって影響される。すなわち、世代会計は「すべての」将来世代の平均的な生涯純負担を計測することを目的とするので、経済成長率や割引率の選択はその結果を大きく異なるものとするが、いかなる経済成長率や割引率の選択が適切なのかという点についてはさまざまな議論があり、一義的な結論が得られているわけではない⁸⁾。しかしながら、Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz (1999)をはじめ、標準的ケースとして経済成長率1.5%、割引率（利子率）5.0%を仮定することが少なくない。そこで本研究でも経済成長率1.5%、割引率（利子率）5.0%と仮定して世代会計の推計、分析を行うことにする⁹⁾。

2.3 推計の具体的な方法とデータ（資料）

推計の具体的な方法としてはこれまでの先行研究と同様に、最初に、推計の基準年における政府の収入と支出の一覧表を作成し、それを「全国消費実態調査」等の年齢階級別1世帯あたりのデータを用いて世代別に按分することによって年齢別の負担、受益を求めるという方法をとる。

具体的には、2010年を基準年とする世代会計については、内閣府「2010年度国民経済計算（2005年基準・93SNA）」の「制度部門別所得支出勘定」および「制度部門別資本調達勘定」による基準時点（2010年）における政府の収入と支出を、総務省『平成21年全国消費実態調査』『世帯主の年齢階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出』、厚生労働省『平成21年度国民医療費』『性、年

8) 詳しくは内閣府「世代会計専門チーム」第3回会合（2012年1月26日）におけるプレゼンテーション「成長率、利子率、人口動態と世代会計」を参照されたい。

9) 佐藤（2013）では経済成長率、割引率（利子率）の設定の違いが世代会計の推計結果に与える影響について感応度分析が行われており、より高い（低い）経済成長率の仮定はゼロ歳世代、将来世代ともにその生涯純負担額を大きく（小さく）し、世代間不均衡の程度は小さく（大きく）なる、また、より高い（低い）利子率の仮定はゼロ歳世代、将来世代ともにその生涯純負担額を小さく（大きく）し、世代間不均衡の程度は大きく（小さく）なるということが示されている。

年齢階級，診療種類別国民医療費及び人口一人当たり国民医療費，文部科学省「学校教育費」等を用いて，世代別に按分することによって年齢階級別（世代別）の負担，受益額を求めた。また，世代別に按分することが困難な項目については総務省『平成22年国勢調査』の年齢別の人口数を用いて各世代に均等に配分した¹⁰⁾。

将来の人口推計については，すでに述べた通り，『日本の将来推計人口（平成24年1月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）推計を用い，2110年以降については定常状態になると仮定している。

また，2005年を基準年とする世代会計の推計においては，上記と同様に，内閣府「2010年度国民経済計算（2005年基準・93SNA）」に掲載されている2005年の「制度部門別所得支出勘定」および「制度部門別資本調達勘定」を基礎として，これを『平成16年全国消費実態調査』，『平成17年度国民医療費』，『平成17年国勢調査』等を用いて世代別に按分することによって年齢階級別（世代別）の負担，受益額を求めている。将来の人口推計については『日本の将来推計人口（平成18年12月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）推計を用い，2105年以降については定常状態になると仮定している。

2.4 先行研究との比較

今回推計した世代会計の特徴をみるために，吉田（2006）の世代会計と同様に「2003年度国民経済計算（2000年基準・93SNA）」，「平成11年全国消費実態調査」等のデータを用いて，2000年を基準年とする世代会計を推計した。その結果，ゼロ歳世代の生涯純負担額1,159万円，将来世代の生涯純負担額7,658万円，世代間不均衡の大きさはゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率でみると560.7%，世代間不均衡の絶対額でみると6,499万円になるという推計結果を得た。

この推計結果は吉田（2006）による世代会計の推計結果と比べると，現存する各世代（現在世代）の生涯純負担額は全体的に低め（生涯純負担がマイナス，つまり生涯純受益になる世代の純受益額は高め）になり，将来世代が直面する生涯純負担額は低くなるという結果となっている¹¹⁾。その結果としてゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率でみた世代間不均衡は吉田（2006）の591.7%と比べると，本研究で用いる世代会計は560.7%と小さくなっているが，世代間不均衡の絶対額でみた場合は吉田（2006）が6,965万円に対して，本研究の世代会計は6,499万円となっており，大きな差はない。また， 1 をみる限り，本研究で用いる世代会計は吉田（2006）の世代会計をほぼ再現できているとみなして構わないと思われる。

10) 政府の収入と支出の具体的な年齢階級別の配分基準については吉田（2006）に負っている。

11) 吉田（2006）による推計結果は次の通り。ゼロ歳世代の生涯純負担額1,177万円，将来世代の生涯純負担額8,142万円。なお，吉田（2006）による推計結果はドルベースとなっているので，\$1=¥108.34（2000年平均）の為替レートで円ベースに換算している。

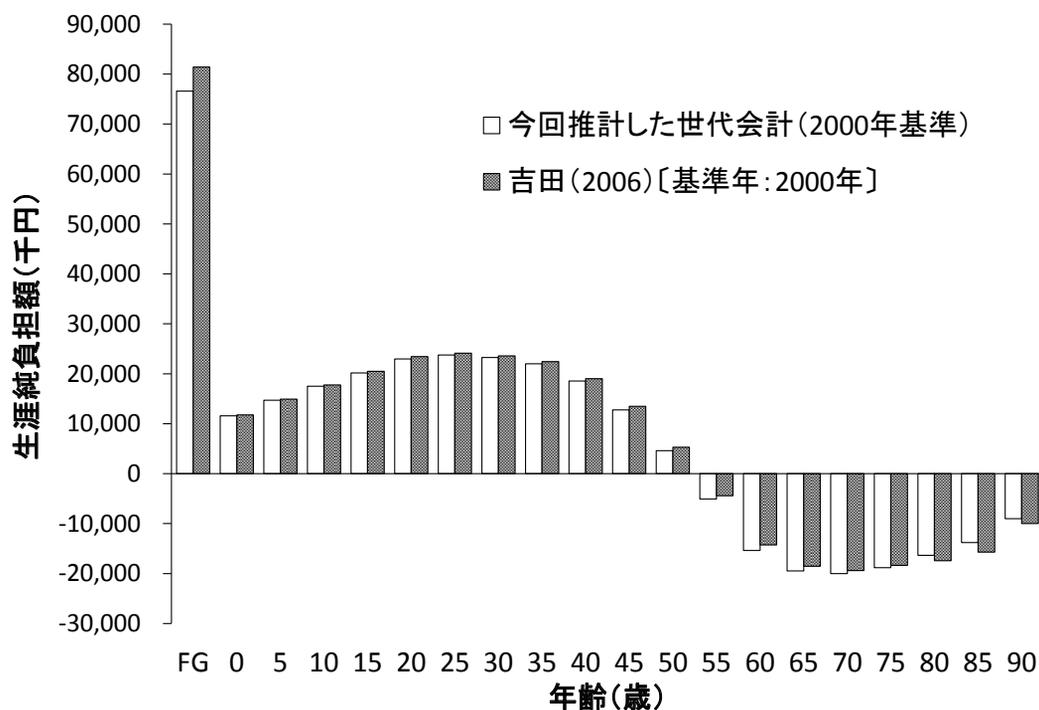


図1 今回推計した世代会計の特徴：先行研究との比較

(注)FGは将来世代を意味している。吉田(2006)による推計結果はドルベースとなっているので、\$1=¥108.34(2000年平均)の為替レートで円ベースに換算した。

3. 世代会計の推計結果：2005年と2010年の世代会計の比較

3.1 2005年と2010年の世代会計の比較

最初に本研究における2005年と2010年をそれぞれ基準年とする世代会計の推計結果についてみる(表1参照)。

いま表1の2010年を基準年とする世代会計の推計結果をみると、2010年におけるゼロ歳世代の生涯純負担額は823万円、将来世代の生涯純負担額は8,334万円で、世代間不均衡の大きさはゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率でみると912.4%、世代間不均衡の絶対額でみると7,511万円になることが明らかとなった。これは将来世代が現在世代(ゼロ歳世代)の約10倍の生涯純負担に直面するということを意味している。

一方、2005年を基準年とする世代会計の推計結果をみると、2005年におけるゼロ歳世代の生涯純負担額は1,037万円、将来世代の生涯純負担額は7,141万円となり、世代間不均衡の大きさはゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率でみると588.4%、絶対額でみると6,103万円と

表1 2005年と2010年の世代会計

(千円)

年齢	負担		受益		純負担	
	2005年	2010年	2005年	2010年	2005年	2010年
経済成長率	1.5%					
割引率 (利子率)	5.0%					
0	21170.5	20101.2	10797.7	11868.5	10372.7	8232.7
5	25046.0	23917.1	11690.0	13004.5	13356.0	10912.7
10	29257.7	28080.9	13233.0	14787.2	16024.7	13293.7
15	33567.8	32441.3	15063.2	16928.0	18504.6	15513.4
20	38015.1	37071.6	17157.9	19380.3	20857.2	17691.3
25	40353.3	39445.9	19255.6	21523.6	21097.6	17922.3
30	41250.8	40316.1	20845.2	23579.2	20405.6	16736.9
35	41042.1	39924.5	21642.6	23405.4	19399.5	16519.1
40	39312.7	38375.1	21913.0	22960.5	17399.7	15414.6
45	35909.0	35157.5	23291.2	24015.4	12617.8	11142.2
50	30450.6	30013.5	25798.5	26217.0	4652.1	3796.4
55	24076.9	23236.8	28979.9	29292.9	-4903.0	-6056.2
60	17268.0	16629.8	32591.3	32988.1	-15323.3	-16358.3
65	13084.0	12255.3	33245.6	34413.0	-20161.6	-22157.7
70	10325.1	9447.4	31200.0	32155.1	-20874.9	-22707.7
75	8234.8	7547.7	27256.8	28179.7	-19022.0	-20632.0
80	6149.5	5653.5	23331.7	23775.1	-17182.2	-18121.6
85	4472.4	4114.8	19727.1	19592.8	-15254.7	-15478.0
90	2487.1	2307.5	11970.9	11877.7	-9483.9	-9570.2
将来世代	-	-	-	-	71406.2	83344.8
世代間不均衡 (%)					588.4%	912.4%
世代間不均衡 (絶対額)					61033.5	75112.1

(出所) 筆者推計。

なっている¹²⁾。

したがって、この5年間でゼロ歳世代の生涯純負担額は214万円程度減少し、他方、将来世代が

12) 吉田 (2006) に示されている2000年基準世代会計の推計結果によれば世代間不均衡は591.7%であるから、本研究の推計結果 (588.4%) は、一見すると2000年時点に比べて2005年時点では世代間不均衡の程度は縮小しているように思われるかもしれないが、すでに述べた通り本研究における世代会計モデルを用いて2000年を基準年とする世代会計を試算したところ世代間不均衡は560.7%となった。したがって、2000年時点と2005年時点を比べると、この間、世代間不均衡は560.7% (2000年) から588.4% (2005年) と増大しているものと考えられる。

直面する生涯純負担額はおよそ1,200万円程度増大したことがわかる。また、この結果、世代間不均衡は（ゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率、絶対額のいずれにおいても）かなり大きくなっている¹³⁾。

3.2 世代間不均衡増大の要因

次に、この間における世代間不均衡の増大をもたらした要因は何か、という点について検討しよう。本研究における2005年基準世代会計と2010年基準世代会計の推計の違いは次の4点に集約できる。

- ①推計の基準年時点における政府債務残高
- ②推計の基準となる年の政府の収入と支出（財政構造）
- ③将来の人口動態に関する仮定（将来推計）
- ④各負担・受益項目の世代間配分に用いる配分基準

以下では、これら4つの違いが2005年と比較した2010年の世代間不均衡の増大にどの程度寄与しているのか考察する（表2参照）。

表2 世代間不均衡増大の要因

(千円)

	基本ケース (2010年)	2005年の 債務残高	2005年の 財政構造	平成18年 12月推計	平成16年 全国消費 実態調査
ゼロ歳世代の 生涯純負担額	8232.7	8232.7	9808.1	7924.5	8489.3
将来世代の 生涯純負担額	83344.8	78125.0	72451.0	88067.6	83423.3
世代間不均衡 (%)	912.4%	849.0%	638.7%	1011.3%	882.7%
世代間不均衡 (絶対額)	75112.1	69892.4	62642.9	80143.1	74934.0

(出所) 筆者推計。

3.2.1 推計の基準年時点における政府債務残高

推計の基準年時点における政府の純債務残高（負債－金融資産）をみると、2005年の413兆9,740億円に対して2010年は543兆3,701億円と、この5年間に政府の純債務残高は約129兆4,000億円増加している。推計時点における政府の純債務残高の増加は、それだけ将来世代が負担しなければな

13) なお、2005年と2010年の政府の純債務残高（＝負債－金融資産）は約414兆円（2005年）から約543兆（2010年）と、この5年間におよそ129兆増加しているにすぎない。しかしながら、世代会計でみると、この間に世代間不均衡は588.4%（2005年）から912.4%（2010年）へとかなり増大していることがわかる。

らない債務が増大したということであり、その分だけ将来世代の生涯純負担額は増大し、世代間不均衡は拡大することになると予想される。

そこで、この推計基準年における政府の純債務残高の違いの影響についてみるため、2010年時点の政府の純債務残高を2005年時点と同額とした場合の世代間不均衡を推計した。この場合、現在世代の個々の世代の生涯純負担額に変化は生じないが、基準時点における政府の純債務残高が減少したことにより、潜在的な政府債務の額は約1,796兆円から約1,667兆円へと減少し、その結果、将来世代の生涯純税負担額は7,813万円に減少した。これに伴い世代間不均衡の大きさは849.0%（絶対額でみると6,989万円）に縮小した。

すなわち、推計の基準年時点における政府の純債務残高の増加によって世代間不均衡は63.4パーセント・ポイント増大しているということがわかる。

3.2.2 推計の基準となる年の政府の収入と支出（財政構造）

2010年と2005年の政府の支出と収入を比べると、この間、支出が12兆8,508億円増加したのに対して、収入は3兆1,897億円減少している（表3参照）。その結果、収入と支出の差は、もとも

表3 一般政府の収入と支出：2005年，2010年

(10億円)

	政府の支出		政府の収入		変化（2005→2010）	
	2005	2010	2005	2010	政府の支出	政府の収入
所得支出勘定						
【第1次所得の配分勘定】						
財産所得（支払）	9028.1	9959.7			931.6	
生産・輸入品に課される税（受取）			42286.5	39852.5		-2434.0
補助金（支払）	3176.3	3184.7			8.4	
財産所得（受取）			8740.9	7059.1		-1681.8
【所得の第2次分配勘定】						
現物社会移転以外の社会給付（支払）	56606.4	66765.5			10159.1	
その他の経常移転（支払）	5592.8	8003.6			2410.8	
所得・富等に課される経常税（受取）			41675.4	37583.1		-4092.3
社会負担（受取）			53216.5	57125.8		3909.3
その他の経常移転（受取）			1712.6	1184.2		-528.4
【現物所得の再分配勘定】						
現物社会移転（支払）	50858.2	54715.8			3857.6	
【所得の使用勘定】						
現実最終消費（現実集合消費）	41609.9	40591.0			-1018.9	
資本調達勘定						
総固定資本形成	17951.7	15903.7			-2048.0	
固定資本減耗	-13808.4	-14353.4			-545.0	
在庫品増加	92.8	-15.0			-107.8	
土地の購入（純）	2031.4	1713.6			-317.8	
資本移転（受取）			6284.4	7921.9		1637.5
資本移転（支払）	5035.1	4555.9			-479.2	
合計	178174.3	191025.1	153916.3	150726.6	12850.8	-3189.7

（資料）内閣府『国民経済計算確報（平成22年度）』フロー編「制度部門別所得支出勘定」、「制度部門別資本調達勘定」にもとづいて作成。単位：十億円。

と24兆2,580億円の支出超過（2005年）であったが、これが2010年には40兆2,985億円の支出超過と、約1.7倍に拡大している。

これは2005年単年の1人あたりの年齢別の負担額、受益額、純負担額と2010年単年の1人あたりの年齢別の負担額、受益額、純負担額を比較してもわかる（図2、図3参照）。2005年と2010年とを比べると、負担額についてはほとんどすべての年齢で減少し、受益額についてはほとんどすべての年齢で増加している（しかも、高年齢以降の受益額の増大幅は顕著である）。その結果、当然のことながら、純負担額はほとんどすべての年齢で減少している（純負担額についても、高年齢層の純負担額の減少幅は顕著である）。

世代会計では、基準時点における年齢別の負担、受益構造が今後も変化しないものとの前提に立って将来の政府の受取額（収入）、支払い額（支出）が算出されることになる。したがって、宮里（2010）でも指摘されているように、基準となる年の収入・支出構造の違いは世代会計の推計結果に大きな影響を及ぼすことになる。

このような初期時点における財政構造の違いによる影響をみるために、推計基準年における財政構造（政府の支出と収入）を2005年のものに置き換えて再推計したところ、潜在的な政府債務の額は約1,796兆円から約1,389兆円に減少し、ゼロ歳世代の生涯純負担額が981万円に増加する一方で、将来世代の生涯純負担額は7,245万円に減少した。これに伴い、世代間不均衡の大きさは

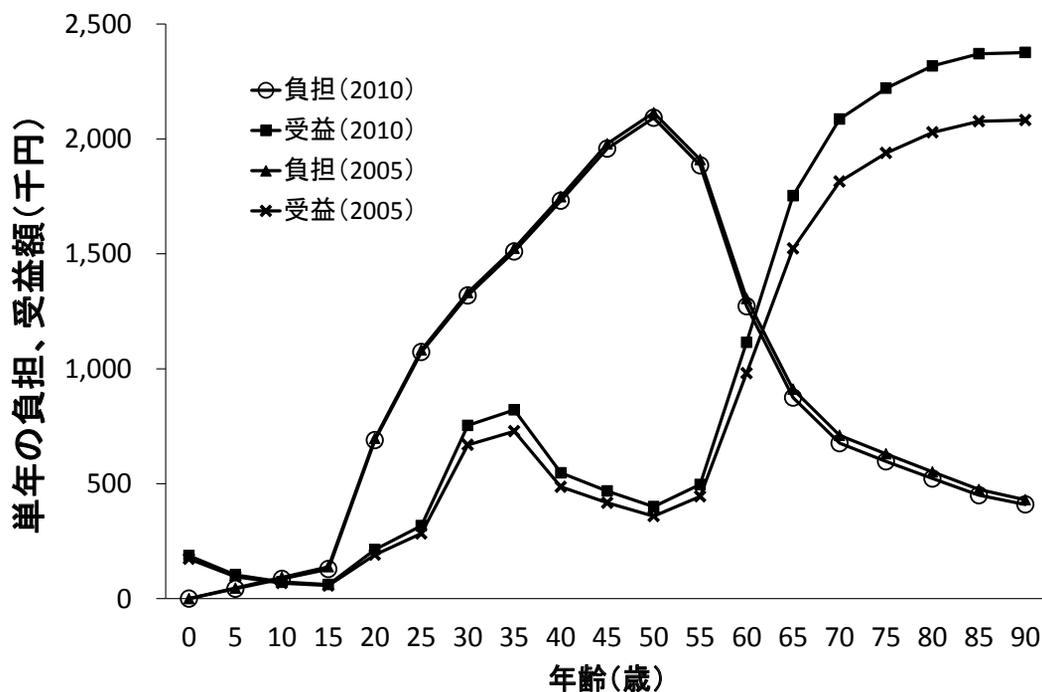


図2 1人あたりの年齢別の負担額と受益額：2005年（単年）と2010年（単年）との比較（出所）筆者推計。

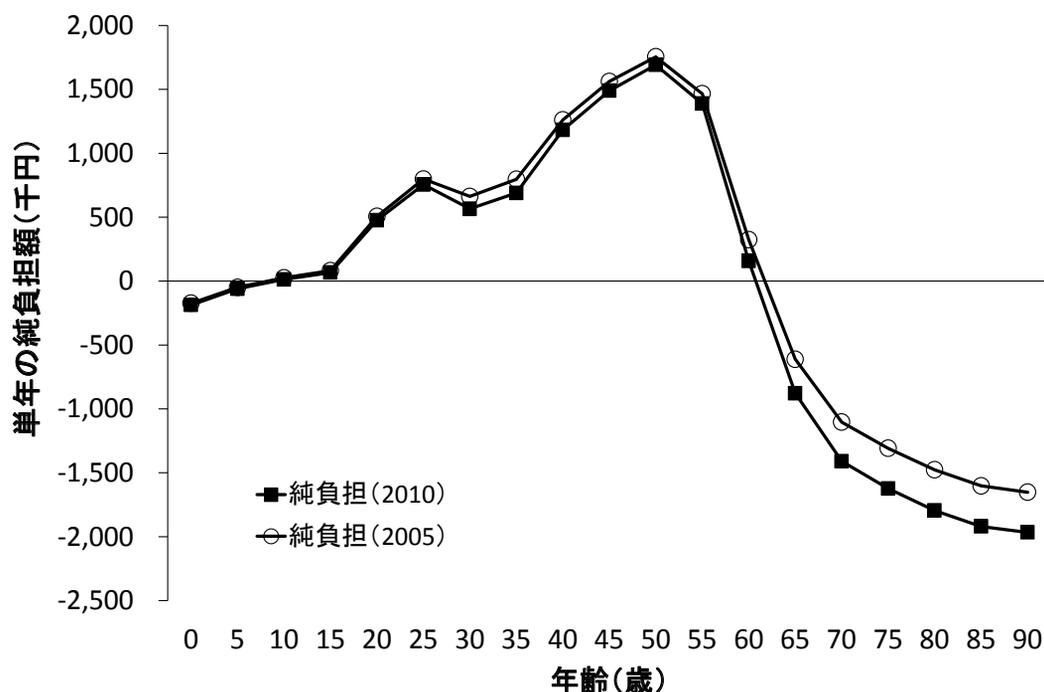


図3 1人あたりの年齢別の純負担額：2005年（単年）と2010年（単年）との比較
 (出所) 筆者推計。

638.7%（絶対額でみた場合は6,264万円）に縮小した。

したがって、推計の基準となる年の政府の収入と支出（財政構造）の変化によって世代間不均衡は273.7パーセント・ポイント増大しているということがわかる。

3.2.3 将来の人口動態に関する仮定（将来推計）

2005年基準世代会計と2010年基準世代会計の推計では将来の人口動態に関する前提も異なっている。2005年基準世代会計の推計においては『日本の将来推計人口（平成18年12月推計）』が用いられている。そこで、将来の人口動態の想定の違いによる影響について考察するため、2015年以降の人口動態に関する想定として『日本の将来推計人口（平成24年1月推計）』ではなく『日本の将来推計人口（平成18年12月推計）』を用いて、再推計を行った。

その結果、ゼロ歳世代の生涯純負担額が792万円へと減少した一方で、将来世代の生涯純負担額は8,807万円と増加し、これに伴い、世代間不均衡の大きさは1,011.3%（絶対額でみた場合は8,014万円）と、世代間不均衡の大きさはゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率、絶対額ともに増大した。

すなわち、将来の人口動態に関する仮定（将来推計）は世代間不均衡を98.9パーセント・ポイ

ント改善させているということである。

この主な理由は平成18年12月推計と比べて平成24年1月推計では将来の出生推移（出生率）に関する想定が高くなっていることから将来における人口高齢化の程度が低くなっていることである¹⁴⁾。すなわち、高い出生率の想定は将来時点の高齢者人口の増加をもたらすことになり、将来時点における高齢世代向けの支出の増大を招き、それに伴い負担も増加させることにつながるが、一方、高い出生率の仮定は将来時点での総人口数の増加をもたらすため、相対的にみた高齢者人口の増大に伴う負担増の影響は小さくなる。

3.2.4 各負担・受益項目の世代間配分に用いる配分基準

2005年基準世代会計と2010年基準世代会計とに残されたもう一つの違いは、各負担・受益項目の世代間配分に用いる配分基準の違いである。2005年基準世代会計では『平成16年全国消費実態調査』のデータを用いて各負担・受益項目の配分を行っているが、2010年基準世代会計では『平成21年全国消費実態調査』を用いている。

そこで、配分基準の違いによる影響について考察するために『平成16年全国消費実態調査』による配分基準を用いて再推計を行ったが、『平成16年全国消費実態調査』を使用した場合と『平成21年全国消費実態調査』を使用した場合とでは、2010年単年の1人あたり負担・受益額あるいは純負担額には、30歳および35歳の受益額が増加している点を除けば、それほど大きな違いはみられない（図4、図5参照）。そのため、ゼロ歳世代の生涯純負担額は849万円と若干増加したものの、将来世代の生涯純負担額は8,342万円であり、『平成21年全国消費実態調査』を用いた場合とほとんど違いは生じなかった（ゼロ歳世代、将来世代以外の他の年齢層の世代でもその違いは小さかった）。

また、世代間不均衡の大きさは882.7%と（912.4%から）若干縮小したものの、絶対額でみた場合は7,493万円とほとんど変化はなく、ゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率でみた世代間不均衡の縮小はゼロ歳世代の生涯純負担額が増加したことによるものということができよう¹⁵⁾。

-
- 14) 合計特殊出生率の推移に関して、平成24年1月推計（出生中位（死亡中位）推計）では2010年から2014年まで、2012年の1.37を除き、概ね1.39で推移し、その後2024年の1.33に至るまで緩やかに低下し、以後やや上昇して2030年の1.34を経て2060年には1.35へと推移すると仮定されているのに対して、平成18年12月推計（出生中位（死亡中位）推計）では、2005年の実績値1.26から2006年に1.29となった後、2013年の1.21まで穏やかに低下し、その後やや上昇に転じて2030年の1.24を経て、2055年には1.26へと推移すると仮定されている。この結果、高齢化のピークは平成24年1月推計（出生中位（死亡中位）推計）が41.3%（2081年）であるのに対して、平成18年12月推計（出生中位（死亡中位）推計）では42.3%（2071年）となっている。
- 15) 各負担・受益項目の世代間配分に用いる配分基準の違いによる世代間不均衡の大きさの変化は29.7パーセント・ポイントにすぎない。

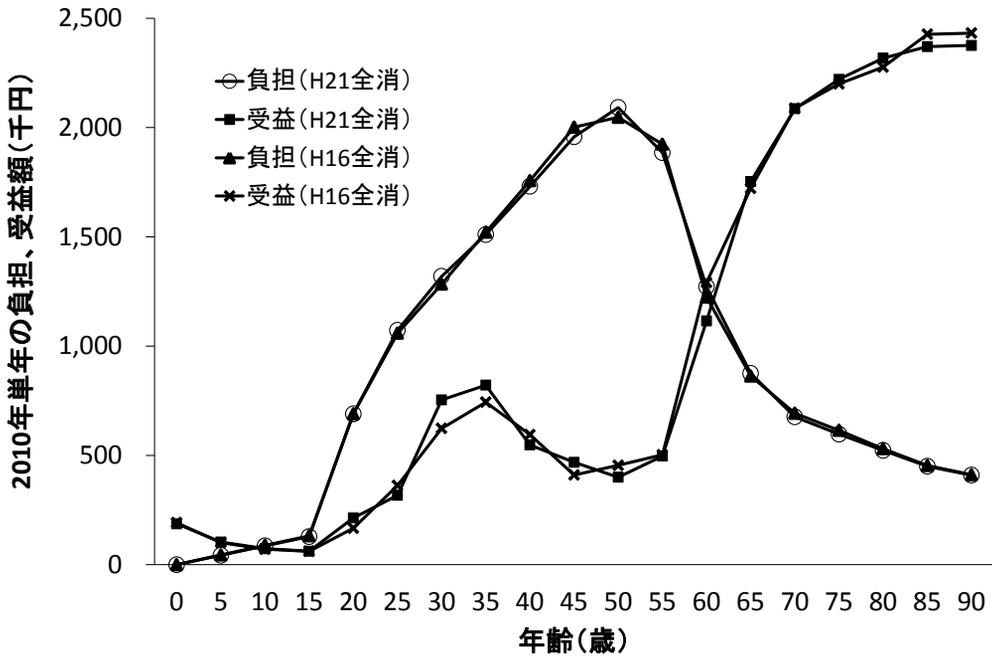


図4 分配基準の違いによる2010年単年の1人あたり負担、受益額の比較
(出所) 筆者推計。

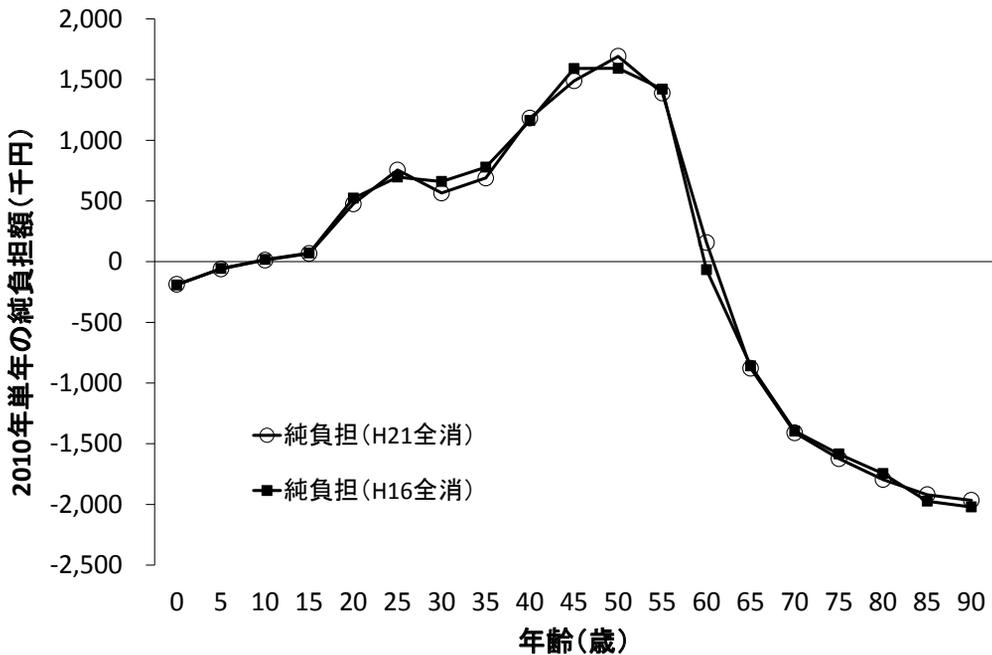


図5 分配基準の違いによる2010年単年の1人あたり純負担額の比較
(出所) 筆者推計。

4. おわりに

4.1 本研究のまとめ

本研究では2010年を基準年とする世代会計の推計を行い、それを2005年の世代会計と比較した。その結果、この間、政府の純債務残高は約414兆円（2005年）から約543兆（2010年）と、およそ129兆増加しているにすぎないが、日本の世代間不均衡は588.4%（2005年）から912.4%（2010年）へとかなり増大したことが明らかとなった。

そこで本研究では次にこのような世代間不均衡増大をもたらした原因について検討するために①推計の基準年時点における政府債務残高、②推計の基準となる年の政府の収入と支出（財政構造）、③将来の人口動態に関する仮定（将来推計）、④各負担・受益項目の世代間配分に用いる配分基準の4つの要因がそれぞれこの間の世代間不均衡の増大にどの程度寄与しているのかについて考察を行った。

その結果、以下のことが明らかとなった。

第一に、①推計の基準年時点における政府債務残高の違い、④各負担・受益項目の世代間配分に用いる配分基準の違いの2つの要因が世代間不均衡に及ぼした影響は大きくなく、この間の世代間不均衡増大に大きな影響を及ぼした要因は②推計の基準となる年の政府の収入と支出（財政構造）の違い、③将来の人口動態に関する仮定（将来推計）の違いの2つである。

第二に、この間の世代間不均衡増大に大きな影響を及ぼした要因のうち、③将来の人口動態に関する仮定（将来推計）の違いは、世代間不均衡を縮小するように寄与している。

つまり、以上の結果から、この5年間における世代間不均衡の増大をもたらした大きな要因は②推計の基準となる年の政府の収入と支出（財政構造）の違いであるということがいえるということである。

4.2 留意点

以上の分析から明らかなように、この間の世代間不均衡増大の主な要因は「財政構造」、すなわち世代会計推計の基準となる年の政府の収入と支出構造の変化、具体的には支出超過額の増大にあるということであるが、次の点については留意が必要である。

2005年と2010年のそれぞれの年の政府の収入と支出を比べると（表3を参照）、収入面では「社会負担」（年金保険料や健康保険料、介護保険料、雇用保険料等のいわゆる社会保険料負担に相当）の項目で増加しているものの、「生産・輸入品に課される税」（消費税、関税、酒税等の国内消費税、不動産取得税、印紙税等の取引税、固定資産税、企業の支払う自動車税など）、「所得・富等に課される経常税」（所得税、法人税、都道府県民税、市町村民税等）の項目で減少しており、収入面全体としては3兆1,897億円の減少となっている。他方、支出面では「現物社会移転以外の社会給付」（高齢年金などの「現金による社会保障給付」、適格退職年金などの「年金基金による社会給付」、生活保護などの「社会扶助給付」など）、および「現物社会移転」（医療保険給付、介護保険給付のほか、教育経費（人件費、教科書購入費等）など）の項目で大きく増加しており、支

出面全体としては12兆8,508億円の増加となっている。

すなわち、個々の世代の側の視点からみたとき、年金、医療等の社会保障負担が増えたが、所得税、消費税等の租税負担は減少しており、負担全体としては減少している。他方、年金、医療、介護等の受取り（給付）は増加している、ということであり、この社会保障負担の増加と年金、医療、介護等の受取り（給付）の増加は、この間における人口の高齢化の進展の結果であると考えられることから、この間における「財政構造」、すなわち世代会計推計の基準となる年の政府の収入と支出構造の変化は人口の高齢化という「人口」構造の変化によって生じたものであるということができ、その意味で実は世代間不均衡増大の「真」の原因は人口構造の変化、つまり少子高齢化であるということがいえるのかもしれないということである。この点については別の機会にあらためて論じることにしたい。

参考文献

- Anderson, Barry and James Sheppard (2009), "Fiscal Futures, Institutional Budget Reforms, and Their Effects: What Can Be Learned?" *OECD Journal on Budgeting*, Volume 2009/3, pp.7-117.
- Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff (1991), "Generational Accounts: A Meaningful Alternative to Deficit Accounting," in David Bradford (ed.), *Tax Policy and the Economy*, Volume 5, Cambridge, MA: The MIT Press, pp.55-110.
- Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff (1994), "Generational Accounting: A Meaningful Way to Evaluate Fiscal Policy," *The Journal of Economic Perspectives*, Vol.8, Iss.1, pp.73-94.
- Auerbach, Alan J., Laurence J. Kotlikoff and Willi Leibfritz (eds.) (1999), *Generational Accounting around the World*, Chicago: The University of Chicago Press.
- European Commission (1999), *Generational Accounting in Europa* (European Economy, Reports and Studies, No.6).
- Takayama, Noriyuki, Yukinobu Kitamura and Hiroshi Yoshida (1999), "Generational Accounting in Japan," in Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz (1999), pp.447-469.
- 麻生良文・吉田浩 (1996) 「世代会計からみた世代別の受益と負担」『フィナンシャル・レビュー』第39号, pp.1-31.
- 日高政浩・勝見博・若林芳雄・新井孝一・田辺喜彦・倉地靖博 (1996) 「世代会計による高齢化社会の社会保障政策の評価—受益と負担の世代間負担」, 経済企画庁経済研究所。
- 岩本康志・尾崎哲・前川裕貴 (1996) 「財政赤字と世代会計」『フィナンシャル・レビュー』第39号, pp.64-87.
- 経済企画庁 (1995) 『経済白書 (平成7年版)』。
- 増島稔・島澤諭・村上貴昭 (2009) 「世代別の受益と負担～社会保障制度を反映した世代会計モデルによる分析～」, ESRI Discussion Paper Series, No.217.

- 増島稔・田中吾朗（2010）「世代間不均衡の研究Ⅰ～財政の持続可能性と世代間不均衡～」，ESRI Discussion Paper Series, No.246.
- 宮里尚三（1998）「世代間再分配政策と世代間負担」『季刊社会保障研究』（国立社会保障・人口問題研究所），第34巻第2号，pp.203-211.
- 宮里尚三（2010）「1990年代の世代間再分配政策の変遷—世代会計を用いた分析」，内閣府経済社会総合研究所（企画・監修），井堀利宏（編集）『財政政策と社会保障』，慶應義塾大学出版会，pp.253-275.
- 内閣府（2001）『経済財政白書（平成13年版）』。
- 内閣府（2003）『経済財政白書（平成15年版）』。
- 内閣府（2005）『経済財政白書（平成17年版）』。
- 内閣府 政策統括官（経済社会システム担当）編（2011）「経済社会構造に関する有識者会議 ワーキング・グループ中間報告」。
- 佐藤康仁（2008）「世代会計による日本の世代間不均衡」『経済政策ジャーナル』第5巻第2号，pp.43-46.
- 佐藤康仁（2011）「世代間均衡の回復と世代間利害調整の必要性」『経済政策ジャーナル』第8巻第2号，pp.87-90.
- 佐藤康仁（2013）「2010年の日本の世代会計」東北学院大学社会福祉研究所（編）『福祉社会論 人間の共生を考える—多文化共生とは何か・パート2』（東北学院大学社会福祉研究所研究叢書Ⅸ），pp.123-141.
- 島澤諭（2013）『世代会計入門：世代間格差の問題から見る日本経済論』日本評論社。
- 鈴木玲子（1999）「個人別世代会計による受益と負担の分析：世代間移転構造からみた財政の問題点」，JCER Discussion Paper, No.59.
- 吉田浩（1995）「世代会計によるアプローチ」『ESP』，No.277，pp.35-39.
- 吉田浩（2006）「世代間不均衡と財政改革—世代会計アプローチによる2000年基準推計結果」，高山憲之・斎藤修（編）『少子化の経済分析』東洋経済新報社，pp.173-196.
- 吉田浩（2008）「世代会計による世代間不均衡の測定と政策評価」，貝塚啓明+財務省財務総合政策研究所（編著）『人口減少社会の社会保障制度改革の研究』中央経済社，pp.257-296.

執筆者紹介

小沼宗一 (本学教授)

千葉昭彦 (本学教授)

佐藤康仁 (本学准教授)

〔論 文〕

- 「小さな政府」から「大きな政府」へ
— ニューレイバーとは何だったのか(1)……………越 智 洋 三(1)

- 転換期におけるコミュニティ交通の展開とその課題
——日立市塙山学区「木曜サロンカー」をめぐる地域住民と交通事業者の協働
……………齊 藤 康 則(13)

〔研究ノート〕

- 公共選択から立憲的政治経済学へ
— J.M.Buchananの苦悩と挑戦 —……………関 谷 登 (31)

〔論 文〕

- アダム・スミスの経済思想……………小 沼 宗 一(1)

〔研究ノート〕

- 貨幣の本源的な概念についての覚書……………泉 正 樹(15)

東北学院大学学術研究会

会 長 松 本 宣 郎

評 議 員 長 加 藤 幸 治
編 集 委 員 長

評 議 員

文学部 遠 藤 裕 一 (編集)
佐 藤 司 郎 (編集)
加 藤 幸 治 (評議員長・編集委員長)

経済学部 泉 正 樹 (会計)
細 谷 圭 (編集)
佐 藤 滋 (編集)

経営学部 斎 藤 善 之 (編集)
小 池 和 彰 (会計)
折 橋 伸 哉 (編集)

法学部 黒 田 秀 治 (庶務)
白 井 培 嗣 (編集)
木 下 淑 恵 (編集)

教養学部 鈴 木 宏 哉 (編集)
伊 藤 春 樹 (編集)
佐 藤 篤 (編集)
柳 井 雅 也 (庶務)

東北学院大学経済学論集 第181号

2013年12月13日 印 刷 (非売品)
2013年12月20日 発 行

編集兼 加 藤 幸 治
発行人 針 生 英 一
印刷者
印刷所 ハリウ コミュニケーションズ株式会社
発行所 東北学院大学学術研究会
〒980-8511
仙台市青葉区土樋 一丁目3番1号東北学院大学内

TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY ECONOMIC REVIEW

No.181

December 2013

Articles

J. M. Keynes' Economic Thought.....*Soichi Onuma* (1)

Changes in Shopping Patterns Caused by Large Scale Shopping Centres

—A Case Study of the SENNAN Region, MIYAGI Prefecture 2—.....*Akihiko Chiba* (25)

A Comparison of 2010 and 2005 Intergenerational Inequalities in Japan.....*Yasuhito Sato* (43)

The Research Association
Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan